

内山完造研究会報告④

『花甲録』における内山完造の三田忠幸評に関する考察

柳 澤 和 也

はじめに

葉種商田口参天堂の「上海出張員」⁽¹⁾として戦前の上海に渡った内山完造は、妻みき（旧姓井上）の気晴らしと経済的自立のために設立した内山書店⁽²⁾や上海日本人基督教青年会（上海日本人 YMCA）主催の教養講座等における活動を通じて、日中文化交流に不可欠の人物として周囲の注目を集める存在となっていた。内山は、日本引揚げ後も、日本中国友好協会（日中友好協会）の初代理事長として支部組織の結成に奔走しつつ、中国残留日本人の早期帰国の実現に精力的に関わる。上海滞在時と日本引揚げ後における内山の事績は、日中関係史研究の領域で注目されて久しく、内山の事績に関する研究は、上海滞在時を中心にして、すでに相応の厚みをなしている。

本稿は、2018～20 年度神奈川大学共同研究奨励助成金による共同研究「内山完造と日中関係史の研究」（代表孫安石）の成果である。本共同研究は、戦後、日本へ引き揚げてきた内山が書き残した未発表原稿（日記・雑記類）の整理、翻刻と内山の死後遺族の意向によって刊行された自伝と回顧録の形式が相半ばする『花甲録』⁽³⁾の精読を通じて、内山の事績を再検討することを目的に組織された^{(4) (5) (6) (7) (8)}。

上記共同研究の一端に連なる本稿の課題は、『花甲録』における内山の三田忠幸評に着目し、三田に対する内山の蟠りが誤解の産物であった可能性を示して、『花甲録』における内山の三田評を相対化することにある。三田は、田口参天堂の支配人⁽⁹⁾であり、後身組織である合資会社参天堂では代表社員、参天堂株式会社では初代社長を務めた。内山は、『花甲録』に書き残した自身の証言によれば、田口参天堂入社から 17 年目の 1930 年、三田の有力社員への対応に反目して参天堂株式会社を退職し、内山書店の経営に専念するようになる。もちろん、内山に芽生えた蟠りの根源は、内山本人にしか知りようもない。しかし、筆者は、刊行資料に残された事実や証言から判断して、三田に対する内山の蟠りが内山の誤解によって生じた一面が強いと認識する。依拠する刊行資料は、主として、田口参天堂、合資会社参天堂、そして参天堂株式会社の経営に関わった人物の個人情報を掲載している交詢社の『日本紳士録』、人事興信所の『人事興信録』、帝国秘密探偵社の『大衆人事録』（これらの刊行物は、一般に「紳士録」⁽¹⁰⁾と呼ばれる）、内山が上海大学眼薬部の名義で 1925 年 1 月から 11 月にかけて本社に宛てた書簡形式の業務報告書「大正拾四年中上海内山通信」⁽¹¹⁾、そして田口参天堂時代、合資会社参天堂時代、参天堂株式会社時代のいずれかから勤務していた社員が存命中に構成員となっていた参天製薬ひとみ会（参天製薬株式会社 OB 会）が「大学目録」発売 100 周年となる 1999 年に編纂した記念刊行物『大学目録千一夜物語』⁽¹²⁾である。

なお、本稿は、戦前の資料によくみられる数え年ではなく満年齢で人物の年齢表記を統一している。本稿末に掲載した付表も、同様であり、付表は、1872 年 12 月 2 日までの旧暦（天保暦）採用時に生まれた人物の年齢を新暦に換算して表記した。また、本稿は、同一人物の出生年が資料間で異なる場合、

「紳士録」に記載される出生年を尊重した。

1. 内山完造、田口謙吉、三田忠幸の経歴と三者の関係

内山は、1897年、郷里の岡山県後月郡芳井村に近い井原町（いずれも現井原市）にあった精研高等小学校を退学し、その後、大阪市東区安土町三丁目にあった洋反物商の大塚為三郎商店で約4年、京都市中京区堺町蛸薬師下に当初あった反物商の赤野三次商店で約10年、足掛け15年にわたる商家勤めをした。しかし、内山は、最初の奉公先を奉公への慣れがもたらした慢心と増長によって追われ、再起を誓って精勤した次の奉公先を商人としての自覚と才覚に欠けた主人に振り回されたまま終わる。赤野三次商店は、終始一貫して経営の安定には程遠く、川崎真美が地図上に跡付けているように、店舗所在地を取扱商品とともに度々変更しており⁽¹³⁾、その都度、内山から商人に必要な意欲と忍耐を削り取っていった。商家勤めは、内山に人生観や人間観を磨く機会を与えたとはいえ、栄達と蓄財の機会をもたらすものではなく、「十年間の勤労努力」の末に赤野三次商店に暇を告げたときの内山は、「布団上下二枚と金五十銭」しかもたなかった⁽¹⁴⁾。

田口参天堂の「上海出張員」への転身は、内山の人生を大きく変える転機となった。転身の機会は、奉公人生活で知り合ったショール製造業を営む小谷庄三郎に伴われて訪れた日本基督教団京都教会で牧野寅次牧師から与えられる⁽¹⁵⁾。内山は、1913年3月、牧野から田口参天堂の創業者にして主人である田口謙吉が「上海行きの店員を僕のところへ頼んで来て居る」⁽¹⁶⁾と告げられ、牧野によって田口との面会の機会を与えられた。上海は、「学校へ行かなかった者は千三つの成功より道がない」と考えるようになっていた内山にとって、「落伍者」同然の境遇から脱しうる新天地として映ったに相違ない⁽¹⁷⁾。牧野と田口の関係に直接触れた資料は、現状、その存在を確認できない。しかし、筆者は、田口の妻のたけ（旧姓竹内）が同志社女学校（現同志社女子大学）在籍時に牧野の師にあたる新島襄の薫陶を受け⁽¹⁸⁾、また、同校卒業後も舎監補助として同校に勤務していた事実を確認している⁽¹⁹⁾。田口は、たけを介して牧野の存在を知り、「上海出張員」候補の推薦を依頼するほどの信頼関係を構築していたと思われる。

内山によれば、田口参天堂の歴代の「上海出張員」は、田口参天堂の上海代理店であり田口参天堂「上海出張員」が寄寓していた日信大薬房⁽²⁰⁾の使用人との酒席通いが原因で業務に支障を来すことが多かった。過去の人選の失敗に学んだ田口参天堂は、飲酒習慣をもたないキリスト教信者を強く求めていたという⁽²¹⁾。内山の入社は、後述の理由から、主人の田口の意向はもちろん、支配人の三田の意向にも沿うものであったと考えられる。もっとも、三田に随行したかたちとなる上海初渡航時に内山と行動を共にした中原照夫と見田癸巳郎は、キリスト教信者であったとは思われない。この点を考慮すると、キリスト教信者であった内山の採用は、田口参天堂にとって試験的意味合いがあったように思われる。

内山は、1913年3月20日に神戸港を出立して24日に初めて上海の地を踏んだ。内山は、それ以降、日信大薬房の一隅に置かれた事務所を拠点として（日信大薬房が撤退した1924年以降は、内山書店に事務所を置いた）、長江中下流域に点在する都市を中心とする営業活動を展開していく。内山が実際に足を運んだ事実を『花甲録』で確認できる都市は、現在の中華人民共和国の行政区分という地級市単位で数えると、30都市程度になり、なかでも頻繁に赴いたと思われる都市は、南通、南京、九江、武漢（以上、長江沿岸都市）、南昌、長沙（以上、長江支流沿岸都市）、杭州、紹興であった。内山の精力的な営業活動の実態は、奇跡的に残された「大正拾四年中上海内山通信」に窺える。内山は、中国各地の代理店と大阪市東（現中央）区にあった本社を取り持ち、受注品の本社発注と在庫管理及び代金の回収を日常業務とする一方、市況を分析し、富裕層を顧客とする価格設定への変更、販路拡大を優先した取引通貨の選択、日本留学経験を有する中国人医師を介した新商品の宣伝⁽²²⁾、日貨排斥下における

製剤中心の商品構成への移行等を提案している。

田口は、内山の採用から40年過去に遡った1873年、15歳になるこの年のおそらく8月に両親に伴われて東京市を訪れた。田口家の上京の目的は、以下の2点となる。ひとつは、同年末に4年10か月ぶりに英国から帰国して翌年から明治政府に出仕する長男の恵の出迎えと恵を中心とする生活の再開である。田口家の戸主は、渡英以前から恵になっていた⁽²³⁾⁽²⁴⁾。もうひとつは、9月から新学期を迎える東京第四大区二小区一ツ橋通町1番地（現千代田区一ツ橋二丁目1番地から2番地一帯）にあった開成学校への田口の進学である。恵は、渡英以前に開成学校の前身である開成校（1811年に設置された蜜書和解御用の流れを汲む幕臣子弟を対象とする洋学教育機関）に学び、その後、同校の教官を務めた経歴をもつ。田口の開成学校進学は、恵の経歴と無縁ではあるまい。

もっとも、田口の在籍期間は、開成学校入学の2か月後となる1873年11月に当時所属していた語学課程（英語、独語、仏語）を母体にして設立された東京外国語学校（校舎は、開成学校の北校舎をそのまま利用し、初代校長は、開成学校副校長となった伴正順が兼任した）⁽²⁵⁾の在籍期間を合算しても東京開成学校予科の退学まで2年8か月程度にすぎない。なお、開成学校は、語学課程を切り離した半年後の1874年5月、専門学課程の本科への再編と普通科に相当する予科の新設に合わせて東京開成学校に改称し、東京第四大区二小区一ツ橋通町1番地にあった（南）校舎を離れ、通りを挟んだ東側となる東京第四大区二小区神田錦町三丁目1番地に建設した新校舎に移転していた⁽²⁶⁾。田口は、開成学校／東京開成学校の再編が一息ついた1876年4月、何らかの事情で東京開成学校予科を第二級（2年次）の途中で退学し⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾、その4か月後、官立広島英語学校の教師に就任する。田口の学業は、結局、本格的な専門教育の受講資格を手にする前段階で終わっている。

官立広島英語学校の教師職は、おそらくこの頃義兄（三姉鶴の夫）となった村上敬次郎の後任であったと思われる。村上は、恵を筆頭として渡英した広島藩士4名のうちのひとりであり⁽³⁰⁾、帰国後、海軍省に出仕し、郷土の出世頭ともいうべき存在になる。官立広島英語学校は、1873年4月に公布された明治六年文部省布達第五十七號「學制二編追加」を受けて翌年6月に官立広島外国語学校として開校された。同年12月の開校半年にしての改称は、卒業生の主たる進学先となる開成学校が教授言語を英語に限定したこと起因した。筆者は、官立広島英語学校の教師就任が東京開成学校予科卒業に優先される事項であったか否かについて明確に回答しうる知識をもたないが、官立英語学校の教師職は、官立広島英語学校に限らず、学歴社会形成前の日本においては高学歴者の進路として十分ありうる選択肢であったと考える。

もっとも、田口の勤務態度は、吉弘白眼（茂義）が伝える逸話から判断する限り、品行方正とは真逆の有様であった⁽³¹⁾。管理責任者である校長は、対応に相当苦慮していた模様である。もちろん、筆者は、田口の放埒な振舞いが東京開成学校予科を退学した後悔に起因した一面もあったとは考える。しかし、恒例となっていた紅樓通いは、「事務を取扱ふや頗る綿密」な一方で「磊落にして勇氣膽略ある人」とする後に米倉萩露が紹介する田口評⁽³²⁾に鑑み、田口生来の気質に由来する行動であったと解釈するか、深読みして、教師就任の半年後となる1877年2月に断行された官立広島英語学校の管理権限の広島県への移管と「外國教師ニテ教授スル高尚ナル學校」から中学校への地位の変更（名称も、管理権限の移管と地位の変更に合わせて同年11月に広島県中学校に改称された）に対する不満の表出であったと解釈したい。

いずれにせよ、田口は、1879年、教職を離れ⁽³³⁾、分家を許されて単身で大阪府北区に移住する。田口は、自由民権運動家の主張を数多く掲載した『大阪日報』を発行する就將社／大阪日報社（1879年7月11日に就將社から大阪日報社に商号を変更している）に入社し、自らも自由民権運動に身を投じた。田口は、1882年1月29日の『大阪日報』休刊後も新設された日本立憲政黨新聞社で『大阪日報』の後継誌にあたる『日本立憲政黨新聞』の編集を担当した⁽³⁴⁾。また、田口は、1887年12月から1891

年3月までは北区選出、1891年3月から1895年2月までは東区選出の大阪府会議員としても活動している⁽³⁵⁾。田口参天堂は、1890年のおそらく第4四半期、自由民権運動に対する弾圧が激しさを増しつつあった大阪府会議員任期中に設立されるが、田口参天堂の設立は、鈴木参天堂という既存の薬種商の経営を引き継ぐものであったと推察される⁽³⁶⁾。

折しも、明治政府は、1887年7月に施行した「日本薬局方」で医薬品規格（品質）の統一基準を示し、1890年3月に施行した「薬品営業並薬品取扱規則（薬則）」で「薬剤師」、「薬局」、「薬種商」⁽³⁷⁾および「製薬者」を定義して、「薬剤師」資格制度と「薬種商」および「製薬者」免許鑑札制度について定めた。両規定は、粗悪医薬品と悪徳事業者の排除及び医薬品規格の不統一から生じる紛争の防除を目的として施行された。田口参天堂は、両規定の効力によって医薬品市場の秩序だった拡大が期待されるなかで設立されたといえる。なお、田口は、1890年7月1日に実施された第1回衆議院議員選挙にも大阪第二区（東、北区）から立候補している。しかし、その結果は、田口よりも大阪府会議員歴が長い豊田文三郎の253票に次ぐ176票での落選となった⁽³⁸⁾。田口は、衆議院議員選挙に当選していれば、少なくとも任期満了まで大阪府会議員を兼職したに相違ないが、田口参天堂の設立については見送った可能性が高いと思われる。

田口参天堂の主力商品は、鈴木参天堂の看板商品であった風邪薬「ヘブリン丸」と1899年の発売以降瞬く間に人口に膾炙した東京帝国大学医科大学（現東京大学医学部）附属病院の汎用処方箋を基礎にして開発された点眼薬「大学目薬」であった。細菌やウイルスを原因とする結膜炎や角膜炎は、「大学目薬」発売当時の日本では国民病ともいべき感染症であった。とりわけクラミジア・トラコマトイス（*Chlamydia trachomatis*）というウイルスによって引き起こされる結膜炎、トラコーマ（*Trachoma*）は、日本各地で猛威を振るっており⁽³⁹⁾、慢性化の末重症化すると、視覚障害や失明を引き起こす場合もあった。「大学目薬」は、かけそば1杯の価格が1銭5厘だった時代に小瓶10銭で売り出されたが⁽⁴⁰⁾、感染性の結膜炎や角膜炎が蔓延していた日本社会では好評をもって迎えられた。

田口参天堂入社前の三田の経歴は、能登出身であり加賀藩士の家系に生まれ一時期小学校の教師であったという点を除くと、現状、公刊資料からは何ひとつ明らかになっていない⁽⁴¹⁾。ともあれ、三田は、田口参天堂時代から田口の右腕となって事業を支えており、三田の営業手腕と精勤ぶりは、田口から高く評価されていたといわれる。三田は、田口参天堂入社当時の内山が『花甲録』で支配人と表現していたように、田口参天堂内で田口が最も信頼する社員として位置づけられていた。田口参天堂の経営は、田口が大阪府会議員として活動していた事実と鑑みると、設立当初から三田に負うところが大きかったと思われる。また、三田は、鈴木参天堂時代から使用人であった可能性を完全に否定できず、かりにそうであったとすれば、田口参天堂における三田の存在は、一段と重みを増したに相違ない。

個人商店であった田口参天堂は、内山の入社に前後して事業拡大期に入り、1914年に合資会社、1925年に株式会社へと組織形態を相次いで変更し、合資会社参天堂、そして参天堂株式会社へと商号（社名）をその都度変更した（参天堂株式会社は、終戦を間近に控えた1945年3月には業務内容を明確に示す意味合いから参天堂製薬株式会社へ、医療用医薬品事業への参入を決定した1958年6月には参天製薬株式会社へ商号を変更し、医療用目薬の市場シェアで日本一を誇る企業として今日も活動を続けている）。三田も、組織形態及び商号の変更と軌を一にして、支配人から田口と並ぶ代表社員、そして初代社長へと権限を拡大、強化し、不動の地位を築いていった。いや、むしろ、組織形態の変更は、後述の検討結果をふまえると、三田に主導されたものであったというべきかもしれない。

三田に対する内山の蟠りは、三田が組織の代表者として強大な権限を掌握していくに連れて強固となった。内山は、冒頭で述べたように、田口の死から2年後の1930年、参天堂株式会社を去る。内山は、田口が強大な権限を掌握していく現実を最後まで受容できなかったのである。内山は、三田に対する負の感情を包み隠さず退職した模様である。三田に対する内山の蟠りは、退職時の応酬が尾を引いた

こともあり、三田の死や退職後から 30 年という時間経過をもってしても薄れなかった。長文となるが、内山の三田評を示す件を『花甲録』から引用し、内山が三田に対して蟠りを募らせていた事実を確認しよう。

「私は大阪商人の陰険性をよく知って居るので、日信〔大——引用者〕薬房の人々に奥さんを遊ばして置いてはいけない、内職をやらして置きなさい、君に万一のことがあっても路頭に迷う悲惨から免れるからと勧めたが、考える人はなかった。しかし私は参天堂と云う店が、ある種の陰険性によりだんだんとその密計にひきずられつつあることを看破して居ったので、大阪へ帰って来ると、店の中で同じことを頻りに主張したものである。しかしそれを実現する人はなかなか無かった。しかも陰険なる、次ぎから次ぎと発言権が大きくなるような人間はくびられて行っただのである。私の看破して居った密計は後年まことに鮮かになった。幸いにも主家一族の永眠によって問題にはならないで無事に繁栄しているようである。」⁽⁴²⁾

「願れば十七年間の大学眼薬の小僧生活は誠に感謝すべきものであったのは私個人のことであるが、公的にこれを見れば参天堂支配人三田と云う人はなかなかの手腕家であった。いつでも古顔の社員が出来ると何んとか難癖つけて追出すのである。追い出される弱点もあったかも知らんが、これは店としては退職金とか勤続手当とか云う多額の支出を省くもっともよき方法であるとともに、自分の邪魔者が無くなることである。寺田〔喜二郎（1924 年没）——引用者〕副支配人は死んだのであるが、福田氏も小倉〔白——引用者〕氏も遂に菱田氏も中原〔照夫——引用者〕氏もことごとく然りであった。見田〔癸巳郎——引用者〕君の如きもまた然りであった。残存し得る者は犬の如き者のみである。遂に株式会社参天堂全部は三田の手中に流れ込むことになった。むろん早くからその息子〔三田良蔵——引用者〕は入社してあるので目的は見事に達せられた。その時、田口家は絶家になった。幸運児三田と云うべきであろう。私は幸いにして田口社長の選定によって入社し直ちに上海勤めとなり、妻帯も社長夫妻の仲人によったと云う特別の立場にあったために、社長の逝去まで放置されたのである（参天堂が株式組織に変更された時に全社員に持株が贈呈された。数は勤続年限によってであるが、私には一株の割当てもなく改組の通知さえも来なかった事実によってそれは証明できる。）田口氏死去の時にも一本通知さえもなかった。横山憲三氏から聞いて始めて知って悔み状を出したようなことであった。以ってその人となりが想像されると思う。今もなお私はこの事については甚だ遺憾に思っている。そして大阪商人の鋭い手腕にあきれるとともに、一日も早くこうしたことの無くなるようにと祈っているものである。」⁽⁴³⁾

内山は、以上のように、三田に対する蟠りを『花甲録』で容赦なく開陳している。内山が三田について言及する件は、日本人と日本社会に対する教訓や警句が散見される『花甲録』においても強烈な印象を与える。内山の主張は、有力社員を次々と追放した三田の支配欲の強さと絶家に至った田口家の悲哀に要約されよう。内山の記述は、田口家の悲哀も三田の奸計によるものであったかの如き筆勢で進む。果たして、三田の支配欲は、内山が断罪するように、有力社員の早期退職の原因と絶家に至る田口家の悲哀の発端となったのだろうか。以下では、この 2 点について検証し、内山の三田評が誤解のうえに構築されている可能性を示し、内山の三田評の相対化を図ることにしたい。

2. 有力社員の早期退職の検証

筆者が経歴を検証しえた社員は、内山が上記引用文中に列挙した社員のうちただひとりである。しか

し、そのひとりには、幸いにして、参天堂株式会社で監査役を務めた有力社員中の有力社員であった小倉白であり、内山の主張が誤解に基づく可能性を示すうえで最も相応しい人物といえる。『大学目薬千一夜物語』に経歴と人物を紹介される小倉は、内山が『花甲録』で表現した追放者の印象からは程遠い。

鳥取藩の御典医の家系に生まれた小倉は、父親を早くに亡くし、1890年代末に丹平商会の使用人となった。小倉を雇用した丹平商会は、1890年1月に薬舗主（先述したように、この2か月後に施行された「薬則」で薬剤師と呼称されるようになる）の資格を取得した森小二郎が、1894年6月に大阪市南（現中央）区心斎橋入橋に創業した丹平商会薬房を前身とする。丹平商会の後身である丹平製薬株式会社が編纂した社史⁽⁴⁴⁾によると、小二郎は、1874年2月14日、大阪府東大組（現中央区）京橋八軒屋で塩問屋を営む松井家に次男として生まれ、1884年12月、代々の家業である足袋装束商丹波屋と将来を見据えて1882年前後に設立したと思われる薬舗森玉林堂を兼営する5代森平兵衛の養嗣子となった。小二郎の事業の方向性は、5代森平兵衛から引き継いだものであった。

丹平商会薬房は、1898年2月、森玉林堂を統合して商号を丹平商会に改め、頭重薬「健脳丸」（現「健のう丸」）や歯痛薬「今治水」（現「新今治水」）の製造と販売で知名度を向上させていったが、医薬品業界における不動の地位は、1900年2月の小二郎の6代森平兵衛襲名を契機として築かれた。6代森平兵衛となった小二郎は、1901年10月に足袋装束商を廃業して丹平商会に人員を集約し、1902年2月に丹平商会分店（現アルフレッサヘルスケア株式会社）を設立して医薬品卸売業に進出した。6代森平兵衛は、大阪市東（現中央）区平野町に設立した丹平商会分店の経営を支配人に任じた岸本敬三に委ね、独立した企業として丹平商会本店との関係を構築させた。丹平商会分店は、家内生産と自家販売の性質上流通範囲が限られていた日本各地の家伝薬の「一手専売」を基本戦略として飛躍の成長を遂げる（日本各地の家伝薬の「一手専売」は、5代森平兵衛が森玉林堂で掲げた戦略であった）。6代森平兵衛は、製薬業を営む丹平商会本店と医薬品卸売業を営む丹平商会分店へ事業を完全に分割し、専業化による経営資源の有効利用と両社の協働が生み出す相乗効果によって参天製薬株式会社OBのいう「売薬の流通と金融を兼ね備えた流通業界の大ボス」⁽⁴⁵⁾の地位を占めるに至ったのである。

確かに、6代森平兵衛の医薬品業界における影響力は、我々が今日考える以上だったと思われる。1935年に刊行された『大衆人事録』第11版は、6代森平兵衛が貴族院議員、大阪商工会議所会頭、日本商工会議所副会頭、大阪実業組合聯合会長、日本賣薬株式会社取締役、日本相互貯蓄銀行監査、トルコ共和国名誉領事、大阪貿易学校理事長、大阪薬学専門学校理事等の錚々たる肩書をもっていた事実を示している。田口も、「大学目薬」の販売を翌年に控えた1898年2月23日、その数年後に医薬品業界の寵児となる6代森平兵衛に助言を求めている⁽⁴⁶⁾。6代森平兵衛への事前相談は、「大学目薬」の販売で協力を得るための布石であったと『大学目薬千一夜物語』には記されている。

小倉が丹平商会から田口参天堂に移籍した時期は、小倉の入社が丹平商会を介した「大学目薬」の販売に重大な意味をもったとする参天製薬株式会社OBの証言から推測して、田口参天堂が「大学目薬」の販売を始めてからまだ日の浅い頃であったと思われる。株式会社への移行にあたり小倉が監査役に就任した事実も、小倉の田口参天堂入社が「大学目薬」の販売実績を押し上げる大きな要因であったことを裏づける。

田口参天堂に莫大な利益をもたらしたとされる小倉は、1929年に50歳で参天堂株式会社を退職している。有力社員を次々と追放したとする内山の三田評は、まず小倉退職時の50歳という年齢によって懐疑の目を向けられざるをえない。荻原勝は、1920年代の日本企業の多くが50歳もしくは55歳を退職年齢としていた事実を示している⁽⁴⁷⁾。また、小倉の田口参天堂入社は、三田の積極的な働きかけによるものであった。この点は、内山の退職後に満洲参天堂（奉天）と上海参天堂の設立の立役者となる小倉の子、小倉准の証言に基づいており、疑念を差し挟む余地は、微塵もない。ちなみに、准は、1903年に生まれ、1922年に入社した。准は、参天製薬ひとみ会が『大学目薬千一夜物語』を刊行した1999

年当時、96歳であり、参天製薬株式会社OBで最高齢であった。加えて、小倉は、株主としても、初代社長の三田、創業者の田口、そして創業者一族である田口家の面々に次ぐ地位を占めていた⁽⁴⁸⁾。『大学目薬千一夜物語』によれば、参天堂株式会社設立時の資本金は、100万円⁽⁴⁹⁾、発行株式数は、2万株（1株50円）、株主は、20名であった⁽⁵⁰⁾。筆頭株主は、3,944株（19.7%）を保有した三田、次席株主は、3,335株（16.7%）を保有した田口、三席株主から七席株主は、保有株式数と人物のいずれも不明であるが田口家の面々⁽⁵¹⁾、そして八席株主が、860株（4.3%）を保有した小倉であった。

小倉の退職は、1930年代の日本の標準といえる退職年齢に加え、三田の働きかけによる入社と株式会社移行時の監査役と主要株主の地位に鑑みて、三田の圧力によるものとは考えにくい。ましてや、子の准が、父親を不当な理由で退職に追い込んだ会社でその後も精力的に働いたとも思えない。小倉の退職は、当時の労働慣行に準じた定年によるものと解釈すべきだろう。小倉の勧誘は、「大学目薬」の販売開始時期から始まっていたと考えられる。その成り行きは、当然、「大学目薬」の売れ行きを左右する重大事であり、「大学目薬」を田口参天堂の事業拡大の切り札として期待していた田口からも多大な関心を寄せられたに相違ない。三田の地位の上昇は、小倉の勧誘にみるように、田口参天堂時代からの一貫した貢献により田口の信頼を勝ち取っていった当然の結果と受け止められる。田口と三田に次ぐ有力者であった小倉の事例は、有力社員の早期退職に関する内山の三田評が必ずしも客観的事実に裏打ちされたものではなかった可能性を示す。上海を拠点としていた内山は、やむをえない仕儀とはいえ、本社社員の内情、ひいては田口と三田の関係性を正確に把握しきれていなかったと思われる。

とはいえ、筆者は、内山の三田評が何の根拠もなく形成されたとも思わない。内山の三田評が辛辣なものになった最大の理由は、やはり三田の強い個性にある。『大学目薬千一夜物語』は、参天堂株式会社時代の三田の個性についても興味深い逸話を載せている。少し長くなるが、内山の三田評を考えるうえで重要な点が示されており、やはり引用したい。

「まあ、工場の従業員を含めて100人内外の規模だったから、それで良かったのだと思うが、いい意味でのワンマン社長であった。『会社で長が付くのは私一人で宜しい』と云って他に長は無かった。小さな会社でも何々部長、何々課長と沢山役職名が有るものもあるが、長い間それが無かった。

昭和10年過ぎ元専務の水木〔博男——引用者〕さんが淀川工場のトップになった時、何か名前がないといけないうので、『工場法』という当時の法律から引用されたと思うが、『水木は工場管理人』にしますと発令された。ところが、所轄警察からクレームがついた。『工場管理人というのは工場の建物、諸設備の責任者を指す名称で、言わば火の用心である。人事管理をはじめ工場運営の責任者ではない。工場長の名前を届け出るように』と云うのである。

警察の文句に社長もやっと折れて会社に二人目の長が出来た。水木工場長であった。専務も、常務も、部長も、課長も無かった。それでも社長の『長なし主義』は変わらなかった。折から戦時体制、あちこちの官庁から通達や会議呼び出しが激しくなって来た。工場長は何とか凌いでいたがそうも行かず、とうとう社長に内緒で工場だけで通用する肩書きを作った。いわく庶務課長、製造課長、包装課長等々であった。これが社長に知られない筈はないのだが、社長黙認でいつのまにか本社でも定着してしまった。しかし、今考えると、私の他には長は要らんと云われるだけあって、よく気の付く、行届いた立派な方であった。』⁽⁵²⁾

内山の三田評は、参天製薬株式会社OBの証言に示されるように、ワンマン体質とも呼ぶべき三田の強い個性に由来したと思われる。三田の強い個性は、内山が指摘するように、有力社員の一定数に早期退職を促す結果をもたらしたのかもしれない。しかし、三田は、合理的理由に基づいて自身の意向を無視する社員を黙認する度量も併せ持っていた。三田は、「大学目薬」の仮冒品（偽物）への対応でも自

身の指示（訴訟）に依らず本人の判断（交渉）を優先して事態を收拾した内山を処罰しなかった⁽⁵³⁾。「大正拾四年中上海内山通信」にあった先述の数々の提案も、「大正拾四年中上海内山通信」を読み進めていくにつれ、三田によって真剣に検討されたであろうことが知れる。また、内山は、前（1924）年に始まった江浙戦争（第二次奉直戦争の前哨戦となった齊燮元率いる江蘇督軍と盧永祥率いる浙江督軍のあいだの戦争）の影響により当面のあいだ業績不振を覚悟せざるをえないなかで、恐縮するほどの賞与金を受け取っていた事実を「大正拾四年中上海内山通信」に書き残している。田口は、後述するように、株式会社への移行期にあったこの当時、すでに事業運営から距離を置くようになっていたとみられるために、「大正拾四年中上海内山通信」にある提言内容の検討と賞与金の支払いは、三田の意向によるものであったと判断される。

内山は、「私は幸いにして田口社長の選定によって入社し直ちに上海勤めとなり、妻帯も社長夫妻の仲人によったと云う特別の立場にあったために、社長の逝去まで放置された」という。しかし、筆者は、「田口社長の選定」であった事実はもちろんとして、雇用の継続が内山を参天堂株式会社の「上海出張員」として余人に代えがたい人材と評価した三田によってむしろ保障されていたのではないかと考える。松本和也は、『花甲録』の書法は、書記の現在一語り手「私」の考えによって、過去の出来事一作中人物「私」の思考を書き換えていくような饒舌ぶりをみせることがままたる⁽⁵⁴⁾と指摘している。筆者も、三田評の件については、三田に好ましくない感情を元々抱いていた内山が絶家に至った田口家を偲びつつ『花甲録』草稿の執筆にあたったために、参天堂勤務時の現実を脚色してしまったおそれがあると考えている。

3. 絶家に至る田口家の悲哀の検証

(1) 田口家の絶家までの顛末

続いて、三田の支配欲が絶家に至る田口家の悲哀の発端であったか否かについて検証を試みる。検証に先立ち、田口家が「絶家」に至る顛末を明らかにしておく必要があるだろう。「絶家」とは、民法旧規定第764条に規定される事象であり、文字通り家の断絶を意味した。「絶家」は、身分や地位を含めた戸主の全財産を継承する家督相続人（次期戸主）を選定しえなかったときに受容せざるをえない現実であった。民法旧規定は、戸主の死亡のほか、隠居（男性60歳以上、女性無規定）、国籍喪失、去家（婚姻または養子縁組の取消）等を条件として家督相続を認めていた。

民法旧規定は、家督相続人となりうる者を被相続人との関係に基づいて第一順位から第五順位までに順位づけしていた。家督相続人は、まず、第一順位に相当する者のうちから所定の原則に基づいて選定される。家督相続人の選定は、第一順位に相当する者のうちに該当者が存在すれば、それで終了となる。しかし、督相続人は、第一順位に相当する者のうちから常に選定できるわけではない。第二順位に相当する者は、第一順位に相当する者のうちに家督相続人の該当者が存在しない場合、家督相続人となった。もちろん、第二順位に相当する者も、存在しない場合がある。家督相続人は、第一順位にも第二順位にも該当者が存在しない場合、第三順位に相当する者のうちからやはり所定の原則に基づいて選定された。絶家は、こうした手順を踏み、最大第五順位に相当する者までを検討しても家督相続人を決定しえない場合に生じた。

家督相続人の第一順位は、民法旧規定第970条に規定される法定家督相続人である。法定家督相続人は、被相続人の家族かつ直系卑属であることを要件とし、直系卑属間の選定順序を「一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス 二 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス 三 親等ノ同シキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス 四 親等ノ同シキ嫡出子、庶子及ヒ私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及ヒ庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス 五 前四號ニ掲ケタル事項ニ付キ相同シキ者ノ

間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス」と定めていた。すなわち、法定家督相続人の筆頭（推定法定家督相続人）は、被相続人と同居している親等が最も近い直系卑属のうちから、性別、出自、年齢を考慮して選定されたのである。男性は、原則として女性より優先されたが、男女間の順序は、当事者が嫡出子、庶子、私生児のいずれであるかによって変動した。性別と出自を織り込んだ法定家督相続人の優先順序は、①嫡出男子、②庶出男子、③嫡出女子、④庶出女子、⑤私生子男子、⑥私生子女子となった。戦前の民法旧規定は、指摘するまでもなく、嫡出男子の年長者、すなわち長男を家督相続人として最優先する価値観を反映した理論構成をとっていた。

家督相続人の第二順位は、民法旧規定第 979 条に規定される指定家督相続人である。指定家督相続人は、血縁を要件とするその他の家督相続人とは異なり、被相続人の意思を要件としていた。被相続人が生前もしくは死後に指定した者は、法定家督相続人が存在しない場合に限り、本人の合意のうで家督相続人となった。

家督相続人の第三順位は、民法旧規定第 982 条に規定される選定家督相続人である。選定家督相続人は、被相続人の配偶者、兄弟、姉妹、もしくはその直系卑属であること要件とした。被相続人の父、父亡きときまたは父がその意思を表示できないときは母、父母共に亡きときまたは父母が共にその意思を表示できないときは裁判所に招集される親族会が、「第一 配偶者 但家女ナルトキ 第二 兄弟 第三 姉妹 第四 第一號ニ該当セサル配偶者 第五 兄弟姉妹ノ直系卑屬」の順序に従って家督相続人を選定した。親族の範囲は、民法旧規定 725 条に規定されており、1947 年 12 月に全面改正された現行民法下の親族編の規定と変わらず、6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族であった。

家督相続人の第四順位は、民法旧規定第 984 条に規定される第二種指定家督相続人である。第二種指定家督相続人は、被相続人の直系尊属であることを要件とし、被相続人と親等が最も近い者のうち、男性が存在すれば男性、男性が存在しなければ女性が選定された。

家督相続人の第五順位は、民法旧規定第 985 条に規定される第二種選定家督相続人である。第二種選定家督相続人は、被相続人の親族、家族、分家の戸主または本家もしくは分家の家族であることを要件とした。親族会は、家の存続を是が非でも望むのであれば、最終手段として、最も広範囲となる被相続人の身内（親戚）から家督相続人を選定した。また、親族会は、裁判所が認めれば、身内以外の者を家督相続人として選定することもできた。

田口家の家督は、1928 年 10 月 18 日の謙吉の死に前後して、第一順位の法定家督相続人の筆頭である長男の正平が相続した。なお、田口家の人々が多数登場する本章は、田口家と田口家の身内となる人々をすべて名で表現する。「謙吉の死に前後して」と曖昧に表現する理由は、『人事興信録』第 9 版の記述から 1928 年に家督が正平に相続された事実には疑いの余地はないが、相続の月日が謙吉の生前と死後のいずれであったか特定できないためである。謙吉の没年に刊行された『人事興信録』第 8 版は、謙吉の肩書を資産家、正平の肩書を参天堂株式会社取締役としており（第 8 版は、謙吉・正平親子を本人の名義とともに採録した唯一の版である）、謙吉の生前に正平に家督が相続された可能性を窺わせる⁽⁵⁵⁾。ちなみに、正平の参天堂株式会社取締役就任年を示す資料も、見当たらず、正平の参天堂株式会社取締役就任が謙吉の生前と死後のいずれであったかについても、断定できない。

さて、謙吉から家督を相続した正平も、その 10 年後の 1938 年 5 月 28 日、42 歳の若さで没する。正平の死は、その 2 日後となる 30 日の『朝日新聞』朝夕刊と『読売新聞』夕刊で報じられた。『朝日新聞』朝刊の死亡広告、告別式がキリスト教式で執行されることを報じ、同夕刊の死亡広告は、親戚代表が義弟（長妹和の夫）の名和武（海軍大將を務めた名和又八郎の長男であり、戦前戦中は海軍技術中將、戦後は三波工業株式会社社長や旭電機工業株式会社社長を務めた）、友人代表が三田であることを報じた。また、『読売新聞』夕刊の死亡広告は、正平の死因を風邪から併発した肺炎と報じている。正平は、『人事興信録』と『大衆人事録』から判断する限り、妻子をもたず他界した模様である。それゆ

え、田口家の家督は、第一順位の法定家督相続人（被相続人である正平の直系卑属）に相当する者が存在せず、また不慮の死ゆえに第二順位の指定家督相続人（被相続人である正平による指定者）に相当する者も存在しなかったと考えられるために、原則に従えば、母のたけが第三順位の選定家督相続人に相当する正平の兄か2人の妹から選定する流れになったはずである。

正平の兄とは、謙吉がたけとのあいだに正平、和、恒の一男二女を儲ける以前に植村ウノとのあいだに儲けた大介を指す。庶子であった大介は、正平の4歳年上となり、その名前が唯一記される『人事興信録』第4版が刊行された1911年の時点ですでに分家していた。大介のその後の経歴は、一切不明である。長妹の和も、上述したように、名和家にすでに嫁いでおり、田口家の家督相続人にはなりえなかった。和は、友哉（のちの日本ユニパック株式会社専務）、和嘉子、芳子、純子の一男三女の母として戦後も名和家を支えている。対して、次妹の恒は、やはり『人事興信録』と『大衆人事録』によると、謙吉没後も独り身のまま母のたけとともに兄の正平を戸主とする戸籍に属していたとみられる。恒は、参天堂株式会社の監査役にも就任していた。筆者は、当初、恒が正平の家督相続人になったと推測したが、正平死後の「紳士録」のいずれにも恒の名前を発見できなかった。

筆者は、その代わりに、1942年に刊行された『大衆人事録』第14版にたけの名前を発見した。第14版は、たけを謙吉と正平の家族としてではなく本人の名義で採録する唯一の『大衆人事録』である。正平の母であるたけは、正平の家督相続人としては第四順位となる第二種指定家督相続人に相当した。『大衆人事録』第14版におけるたけの肩書は、参天堂株式会社の監査役および日本高級爐材製造所の出資（有限）社員となっている。前者は、娘の恒、後者は、死亡した息子の正平から引き継いだものと思われる。ちなみに、その11年前の1931年に刊行された『人事興信録』第9版におけるたけの肩書は、正平と同様に、参天堂株式会社の取締役となっており、参天堂株式会社の監査役への就任は、参天堂株式会社の取締役の辞任と一体のものであったと推測される。高齢であったたけは、参天堂株式会社の取締役を退き、代わりに監査役に就任したのではないだろうか。もっとも、たけの肩書は、取締役にしろ、監査役にしろ、多分に名誉職の意味合いが強かったと思われる。

筆者は、以上の事実関係をふまえ、1942年当時の田口家の戸主がたけであったと推測する。恒は、正平没後の数年間、戸主に一時的になった可能性もあるが、正平に先んじて亡くなった可能性も排除できない。正平に先んじて恒も死亡した可能性があるが筆者が考える理由は、参天堂株式会社の監査役をたけが引き継いでいた点と1942年に刊行された『大衆人事録』第14版にたけの子として掲載されていない点にある。「紳士録」は、採録者本人であれ、その関係者であれ、原則として生者の情報を掲載した。姉の和も、『大衆人事録』第14版にたけの子として掲載されていないが、和の場合は、名和家に嫁いで久しく省略されたと理解しうる。

ともあれ、十数年のうちに謙吉と正平、可能性としては恒をも亡くして失意の底にあったと思われるたけも、1944年11月22日に急性肺炎でこの世を去った。たけの死亡広告は、名和家に嫁いだ和ひとりの名義で7日後の『朝日新聞』朝刊に掲載された。恒の名前は、ここにもない。田口家は、恒がすでに鬼籍に入っていたとすれば、たけの死をもって「絶家」になったと考えられる。早くに分家した大介も、たけを被相続人とする家督相続人としては第五順位の第二種選定家督相続人に相当したが、先述したように、1912年以降の経歴は一切不明であり、たけの家督相続人となった形跡はない。以上が、筆者が推測する田口家「絶家」の顛末である。

(2) 老境期を迎えた謙吉の事業運営との距離感

田口家の絶家は、悲哀を誘うが、三田の支配欲に直接起因するものではない。田口家の絶家をあえて三田の支配欲に結びつけるとすれば、三田が権限の強化と拡大を図る過程で謙吉がその意思に関係なく田口参天堂以来の製薬・医薬品販売事業から排除されていった事実が存在しなければならない。続け

て、合資会社参天堂設立から参天堂株式会社設立までの11年間における謙吉の心境に焦点を絞り、田口家の悲哀が三田の支配欲を発端とするものであったか否か考察してみたい。

田口家の東京市への転居は、合資会社参天堂時代と参天堂株式会社時代の謙吉の事業運営との距離感を図る鍵である。謙吉は、『日本紳士録』第27版によれば、合資会社参天堂では三田とともに代表社員を務めていたにもかかわらず、合資会社への改組から数えれば8年後、株式会社への移行から数えれば3年前となる1922年に、たけと正平をともない東京市小石川区小日向台町二丁目11番地に転居している。謙吉は、当時、64歳であった。なお、和は、1916年の日本女子大学校（現日本女子大学）への進学を機にして⁽⁵⁶⁾、また、恒も、1920年と推定される東京女子大学への進学を機にして、謙吉、たけ、正平に先んじて東京市で生活を始めていた。ちなみに、謙吉、たけ、正平の転居先となった小日向台町二丁目11番地は、和が在籍した日本女子大学校の所在地である小石川区高田豊川町18番地（現文京区目白台二丁目8番地1号）からは1.3km程度、恒が在籍した東京女子大学の仮校舎所在地であった豊多摩郡淀橋町字角筈100番地（現新宿区西新宿一丁目26番地付近）からは4.1km程度、謙吉自身が10代後半に在籍した開成学校／東京開成学校旧校舎の跡地となる東京第四大区二小区一ツ橋通町1番地（現千代田区一ツ橋二丁目1番地から2番地一帯）からは2.8km程度の距離にあった。

また、小日向台町二丁目11番地の新居は、兄の恵と三姉の鶴（義兄の敬次郎）の邸宅まで750m程度の近距離に位置した。恵と鶴（敬次郎）の邸宅があった茗荷谷町は、小日向台町と同じく小石川区に編成されており、小日向台町とは隣接する行政区であった。小日向台町と茗荷谷町は、現在、ともに文京区小日向に編成されており、謙吉宅のあった小日向台町二丁目11番地は、小日向二丁目、恵宅と鶴（敬次郎）宅があった茗荷谷町56番地1号と茗荷谷町57番地4号は、小日向一丁目ないしは三丁目に組み込まれている。恵と鶴の邸宅は、当時の地籍地図を確認すると、茗荷谷町の南方にある丁字型の交差点付近にともに位置しており、正門が配置されていたであろう2地点を結んだ直線距離は、80m程度であったと推察される⁽⁵⁷⁾。和と恒は、日本女子大学校と東京女子大学への進学にあたり、伯父宅か伯母宅のいずれかに身を寄せていたに相違ない。

恵は、先述したように、謙吉が在籍していた開成学校／東京開成学校の前身である開成所の教官職に25歳で就任するほどの英才であった。恵は、1869年2月から1873年12月にかけて公費（1871年の廃藩置県によって広島藩費から官費に切り替わった）で英国に留学し、帰国後13年間にわたって大蔵省、海軍省、司法省、参事院等の諸官を歴任して、1887年に46歳で隠居生活に入った。鶴は、やはり先述したように、海軍省に出仕した敬次郎に嫁し、隆吉、圭彦、マサヨの二男一女を儲けていた。夫の敬次郎は、海軍省経理局長の地位を最後にして予備役に退き、当時、勅撰貴族院議員の顯職にあった。また、敬次郎は、日露戦争における経理面の軍功によって、1907年に爵位（男爵）を賜っていた。長男の隆吉は、農商務省水産局長の地位にあり、後に帝国水産統制株式会社社長を務めた。

こうしてみると、東京市は、やはり謙吉にとって故郷に等しい土地であったと推察される。とすれば、東京市への移住は、謙吉の経歴を記す数々の資料が指摘するように、やはり還暦を過ぎた謙吉の事業からの事実上の引退を意味したと考えるべきだろう。新聞記者から弁護士に転身した手島益雄は、謙吉が東京市で「謡曲に和歌に悠々自適の生活」に入ったと記しており⁽⁵⁸⁾、謙吉は、46歳で隠居生活に入った兄の恵によく倣ったともいえる。また、手島は、仄聞した事柄として、親族と和歌の師友が東京市に多かったことに加え、謙吉が「一般に物質的拜金的な」「大阪人の氣風」を好まなかったことを東京市に移住した理由として記している⁽⁵⁹⁾。この指摘は、謙吉の事業運営からの距離を考えるうえで無視できない内容を含んでいると思われる。なお、恵は、謙吉が東京市に移住した翌年の4月、養生先と思われる栃木県塩谷郡塩原町（現那須塩原市）の別邸で死去した⁽⁶⁰⁾⁽⁶¹⁾。また、鶴も、さらにその翌年の11月に死去している⁽⁶²⁾。謙吉の東京市移住は、恵と鶴の死が予期しうる性質のものであったとすれば、2人の看取りの意味合いもあったのかもしれない。

さて、たけ、正平、恒も、先述したように、参天堂株式会社の取締役や監査役の肩書をもっていたが、東京市に居住するようになっており、大阪市に居住の実態はなかった。また、正平は、日本高級爐材製造所という合資会社の出資（有限）社員にもなっており、参天堂株式会社の経営に専念していたとは思えない。田口家の面々は、謙吉が東京市への移住を決断した合資会社参天堂時代に、田口参天堂以来の製薬・医薬品販売事業の中心から遠のいていたといわざるをえないだろう⁽⁶³⁾。筆者は、三田が権限の強化と拡大を図る過程で謙吉がその意思に反して事業運営から排除されていった事実を見出せなかった。むしろ、筆者は、謙吉が加齢によって、場合によっては兄と三姉に間近に訪れる不幸によって、事業運営に対する意欲を減退させていた可能性を強く認める結果となった。いや、田口参天堂以来の事業運営それ自体が、言論界や政界に半身を置き趣味人でもあった田口にとって全身全霊を傾ける対象ではそもそもなかったとも考えられる。三田の参天堂株式会社初代社長就任は、やはり謙吉の意向に沿ったものであったといわざるをえまい。したがって、本稿は、三田の支配欲と田口家の悲哀のあいだに何らの関係もなかったと結論づける。

参天製薬創業者記念会は、1980年5月に「田口家」が謙吉の追善供養のために私財の一部を出捐して設立した組織であった。同会は、参天製薬株式会社の創業記念式典や物故社員慰霊祭等の支援を行っていたが、2010年9月に設立された公益信託参天製薬創業者記念眼科医学研究基金に全財産（当初信託財産187百万円）を委ねて解散した⁽⁶⁴⁾。同基金は、2011年以降、毎年、日本国内の大学及び研究（医療）機関等で眼科医学に関する研究に携わる45歳未満の研究者に対して、総額1,600万円、1件あたり200万円を上限とする助成を行っている⁽⁶⁵⁾。筆者は、遺族が私財で同会とその全財産を引き継ぐ同基金を設立した事実からも、三田と謙吉及び田口家とのあいだに『花甲録』の記述から勢い連想するような確執はなかったと判断する。

おわりに

本稿の課題は、『花甲録』に残された内山の三田評に着目し、三田に対する内山の蟠りが多分に内山の誤解に基づく産物であった可能性を示して、『花甲録』における内山の三田評を相対化することにあった。三田が支配欲の強さゆえに有力社員を次々と追放したとする内山の認識は、小倉の事例から判断して必ずしも事実とはいえず、ワンマン体質であった三田の個性に起因した誤解の産物であった可能性が高かった。また、田口家の絶家は、悲哀を誘うが、三田の支配欲と結びつけて語られるべき要素は、どこにも見いだせなかった。三田の権限の強化と拡大は、田口参天堂以来の製薬・医薬品販売事業からの引退を考えるようになった田口の意向にむしろ沿うものであったといえる。『花甲録』における三田評の件は、三田に好ましくない感情を抱いていた内山が絶家に至った田口家を偲びつつ感傷に任せて筆を運んだことで脚色されたおそれがあった。

公開資料に残された客観的事実と証言に基づく検討作業は、筆者の当初の想像以上に、内山、田口、三田の内面に踏み込む結果となった。日中関係史や人物史の門外漢である筆者としては、本稿が三者の人物像にわずかでも広がりや奥行きを与えられたとすれば満足である。もちろん、本稿で行った事実認定とそれに基づく推測は、すべて筆者個人の責任でなしたものであり、そこにありうる誤謬は、筆者ひとりの責任に帰する。ご指摘いただければ、謝罪と速やかな訂正を約束する。

【追記】

本稿の目的は、以上をもって一応達せられたが、『大学目録千一夜物語』閲覧時に発見した内山に対する参天製薬株式会社OBの誤解も、ここで併せて解いておきたい。『大学目録千一夜物語』は、参天

製薬株式会社の関係者以外の目には触れにくい資料であり、『大学目薬千一夜物語』刊行以降に発表された田口参天堂入社時から参天堂株式会社退職時までの内山に言及する先行研究^{(66) (67)}でも利用された形跡はない。筆者は、『大学目薬千一夜物語』がもつこの性質に鑑み、内山に対する誤解が記されている「上海参天堂」の件を『大学目薬千一夜物語』から抜粋したうえで⁽⁶⁸⁾、参天堂製薬株式会社 OB が知りえなかった中国駐在員（内山のいう「上海出張員」）としての内山について補足し、参天堂製薬株式会社 OB の内山評についても相対化を試みる。

上海参天堂

内山完造

上海参天堂を語るのに、この人を避ける訳にはいかない。内山さんは、大正 2 年に入社、すぐに販売市場確立、拡大の目的を持って上海に赴任した。我が社では中国初の駐在員である。

ところがこの人は何を考えていたのか、大学目薬の宣伝と拡売の実績も上がらぬうちに、参天堂の社員のままで、内山書店を開業し、大学目薬の仕事は“王埴三”という中国人に任せた。王さんは日信大薬房という薬店の番頭であつたらしい。

それからは自分は中国政界に係わり、日中友好促進等の運動を評価され、その方面の有名人になった。

昭和 5 年現地で退社、大学目薬の仕事は前掲の王さんに任せ、本社もこれを了承した。内山さんの駐在以来十数年間の間、本社も怠慢のそしりを免れないが、若し他の適任者が派遣されていたらと悔やまざるを得ない。

その時代に上海を中心とした大市場を開拓できなかったのは、大変勿体無いことであつた。内山さんは現地で高く評価された人物であつたらしいが、若しこの人が全力を中国開拓に注いでいたら、大学目薬は広東省から香港にまで大きな市場を築いていたであろう。たとえそれが戦争で烏有に帰したとしても、土壤は残った筈である。

内山さんには自分史“花甲録”の中に「自分は参天堂に優遇されなかった」と書いておられるそうだが、それは顧みて他を言うの類である。結論は田口、忠幸さんの眼鏡違いと言えるだろう。

上海参天堂

上海参天堂は昭和 14 年、小倉准さん、小倉さんの友人、中西^{たすく}甚〔ルビ——引用者〕さんが資本金 15 万円で設立した株式会社である。代表は中西甚さん、社員は室谷さん、秋山さんの 3 人でスタートした。ここで残念だが、この会社を語る前に書かなければならない事がある。

重松大薬房（かさまつダイヤクボウ）

明治 39 年から上海に進出したと言われるこの会社をパスして、中支で大衆向け医薬品の商売は出来ないとと言われるほど、大した卸問屋であつた。富山市の重松薬房の系統で中国中部で広い市場を持っていた。王埴三さんは、内山さんから“大学”の輸入販売権を手にしたものの、この大きな権限を行使出来る立場に居なかったのか、或いは日信大薬房に取り次ぐより、その権限を他の第三者に売り渡して、ロイヤルティを懐にした方が儲かると考えたのか、兎に角上海参天堂が開業した時は“大学目薬”の輸入販売権は既に「重松」の手に渡って、よく拡売されていた。

再び、上海参天堂

前述のような事情で、上参は設立したが、直ぐ、目薬を現地で造って売るという軌道には乗らなかった。重松が主要取扱品として、輸入販売している商品を「メーカーが上海に出てきましたから、当地で

製造して、直接販売します」なんて勝手なことは言えた義理じゃない。

また、たとえ強引に、或いは補償金を積んでも、重松からその権利を取り上げてみても、市場へ参入して販売する程の人間を揃えた訳でもないし、人の数の問題でもないのだが、早急に宣伝効果をあげるために、上参には初めからかなりの人数を送っている。中野、竹島、中松、山城、八幡、浅井、老田、伊藤さんなど満参、北参、朝参〔順に満洲参天堂（奉天）、北支参天堂（天津）、朝鮮参天堂——引用者〕より多い。これらの人々は戦後どうなったのか。中野さん夫妻は元気で奈良県で隠居しておられるが、その他は確認出来ない。

満参の水木代表が、一度監査の為に上海を訪ねた。その報告には「中野は内勤でいわばデスク、山城は軍関係の情報蒐集、その他は販売（主として上海市内の薬局、薬店をまわり受注して帳合を重松に回すという仕事）をしていた」とあった。大阪、東京の市内回りと同じである。

定期的に重松の倉庫を調べて、本社へ連絡して商品を送らせ、その代金を貰って本社へ送る。社員の給料その他の経費は、その回収代金の中から現地に保留したのであろう。それではあまり効率のよい仕事とは思えない。それだけの経費が重松からの集金でよく賄えたと思うし、賄えていたとしても、算盤の合う話ではない。やがて来るべき現地生産販売の日を期して、生産設備の真似事のようなものやっていたらしいが、やがて物資、為替ともに不通になり、終戦を迎えたのであろう。

現地では色々と苦労が多かったと思う。本社では外地の経営経験のある指導者も居なかったし、現地の情報も十分には入手できなかったのだろう。気の毒な結末である。

なお、中西代表は終戦を待たず現地で重松大薬房に移籍し、後へ守脇朝一さん（千葉薬専卒、上海駐在のための入社、のちの三田製薬（株）専務）が代表として赴任したが、既に打つ手は無かったと思われる。

『大学目薬千一夜物語』は、先述したように、戦前の中国で営業活動に従事した参天製薬株式会社 OB の証言に基づいて編纂されている。20 世紀の終わりに編纂された本書は、参天製薬株式会社 OB の記憶の断片をつなぎ合わせて田口参天堂時代から参天堂株式会社時代までの参天製薬株式会社の歩みを示した貴重な資料といえる。しかし、本書は、証言者自身の体験談、証言者が同僚を通じて知りえた後日談、そして各種証言に基づく編纂責任者の推測をはば同列に扱っており、証言の真偽や証言間の矛盾の検証に十分に時間を割いて編集されたとはいいがたい。とりわけ内山と王に関する記述は、日信大薬房撤退の事実すら知らない世代の OB が先達から聞いた後日談に基づいてまとめられているようであり（中国駐在員時代の内山と直接接点をもった者は、『大学目薬千一夜物語』が刊行された 1999 年当時、若くとも 90 歳前後になる）、内山と王の貢献を適正に評価していない。

参天製薬株式会社 OB が内山と王を誤解した最大の原因は、上記引用文中に王「埴」三として紹介される王植三の内山退職後の行動にある。王は、田口参天堂時代からの代理店であった日信大薬房の使用人として当初から内山の営業活動を支えた人物であり、1924 年の日信大薬房の撤退以降も内山と営業活動を継続した。王は、『花甲録』はもちろん、内山が本社に宛てた「大正拾四年中上海内山通信」にも登場する。「大正拾四年中上海内山通信」の原文は、内山の直筆で認められており、王植三を王「埴」三とする誤謬は、内山から報告書を受け取った本社社員の誤読か記憶違いから生じた可能性がある。筆者は、まず、内山がこの王に参天堂株式会社の中国駐在員としての営業活動を一任し、在職中から内山書店の経営に注力したかのような批判が全くの的外れであると強調したい。

中国各地に置かれた日本領事館から日本政府に送られた領事報告⁽⁶⁹⁾は、内山が田口参天堂時代から参天堂株式会社時代まで「上海出張員」として営業活動に従事していた 1910～20 年代の中国各地の状況を鮮明に伝えている。人員と物資の輸送に欠かせない鉄道や内航汽船は、天候、自然災害、コレラやペスト等の疫病、あるいは軍閥間の衝突により度重なる運休と不規則な運行（航）を余儀なくされていた。また、日本軍とそれに追従する日本政府の横行に不満を爆発させた中国人による日本製品のボイコ

ット（日貨排斥）や日本人経営の工場における中国人労働者のサボタージュも、広範囲にわたって断続的に発生しており、日本人は、安全地帯であった租界から一步出れば命に関わる危険と道連れになることさえあった。内山は、こうした時代状況においてもなお、できる限り各地に自ら足を運び、参天堂製品の売行きを確認してきた。しかし、日本人を取り巻く時代状況は、緊張と弛緩を繰り返しつつも深刻さを増す方向に進んだ。内山は、ある時点から自らの主たる役割を本社への商品の発注と中国各地にある代理店への商品の配送と割り切るようになり、売上代金の回収は、中国人である王に委ねることが多くなったと思われる。筆者は、「大正拾四年中上海内山通信」の2月19日の報告にみられる内山と王の関係を以上のように理解している。

それゆえ、内山が退職にあたり日信大薬房の撤退以降「大学目薬」をはじめとする参天堂製品の保管場所としてきた旧家屋を王に譲渡して参天堂製品の管理を委ねた事実も、筆者には奇異に映らない。内山と王の分業体制が参天堂製品の販売に貢献してきた事実を尊重すれば、むしろ自然の流れであったといえる。本社も、内山と王の分業体制と王への引継ぎについて異論を挟んだようすがない。ただし、本社は、王への引継ぎを承認するさい、内山が退職後も「一切の責任を永久に負う」体制を維持しようとして、内山に誓約書への押印を求めている⁽⁷⁰⁾。内山は、無論、この要請を拒絶したが、参天堂株式会社は、内山の拒絶にもかかわらず、王への引継ぎについてはそのまま承認した模様である。

日信大薬房時代の王の報酬は、極論すれば、日信大薬房が田口参天堂／合資会社参天堂から受け取る事務所の賃料や参天堂製品の販売手数料から捻出されたに相違ない。日信大薬房の撤退以降の王の報酬は、王自身が各地の代理店から回収した売上金から捻出されていたと考えられる。王は、日信大薬房の撤退以前はもちろん、撤退以後も、参天堂株式会社に雇用されているとは認識せず、内山を参天堂株式会社の上海代表と見立てて、自らを内山のビジネスパートナーとして位置づけていたに相違ない。参天堂製品の管理を引き継いだ王は、何らかの事情により参天堂株式会社との連絡が不通になると、独立した一商業者として、重松大薬房に「大学目薬」の輸入販売権（内山のいう「上海営業権」⁽⁷¹⁾）を譲渡する判断を下したのではないだろうか。

中国における参天堂製品の調達、医薬品卸売業者である丹平商会分店や医薬品貿易会社である日本賣薬株式会社⁽⁷²⁾等を通じて可能であり、重松大薬房は、参天堂株式会社から「大学目薬」を直接から仕入れる必要はなかった。むしろ、参天堂株式会社は、小売店に対して強い影響力をもっていた丹平商会分店や日本賣薬株式会社に対して安価で参天堂製品を納入していたと推測され、重松大薬房の利幅は、参天堂株式会社から直接仕入れるよりも丹平商会分店や日本賣薬株式会社から仕入れるほうが大きかった可能性もある。上海における輸入販売権を重松大薬房が取得している事実を参天堂株式会社社員の多くが知らなかった可能性は、重松大薬房が丹平商会分店や日本賣薬株式会社から「大学目薬」を調達していた場合、十分ありえよう。内山が退職した1930年から小倉と中西が上海参天堂を設立した1939年までの経緯は、『大学目薬千一夜物語』でも残念ながら不明である。

もちろん、筆者は、上海参天堂設立後の苦労話を聞いた参天製薬株式会社OBの王に対する反感もよく理解できる。重松大薬房への「大学目薬」の輸入販売権の譲渡は、参天製薬株式会社OBの立場に立てば、王の独断専行であると同時に会社資産の流用による不当利益の取得に映るだろう。しかし、それは、王の立場に立てば、まったく異なって解釈される。王は、長江中下流域に築かれた販売網の維持と拡張に対する自身の貢献度を高く評価していたはずである。また、王は、販売網の維持と拡張に携わる過程で取得した参天堂製品の販売に有用な技術上または営業上の情報が内山のビジネスパートナーであり独立した一商業者であった王自身に帰属すると考えたに相違ない。この点は、今日の知的財産権を構成する営業秘密の帰属をめぐる問題と共通していると考えれば、一概に否定できまい。

王が所有する参天堂製品の販売に有用な技術上または営業上の情報は、実際、計り知れない価値を有していたと考えられる。そう考える根拠は、「再び、上海参天堂」の見出しで始まる文章の第二段落の

件にある。この件は、歯切れの悪い文章で文意を掴みにくいが、市場へ本格的に参入するほどの人員を揃えたわけではないとはいえ、満洲参天堂や北支参天堂を上回る人員を上海参天堂の営業活動に動員した事実をふまえると、かりに重松大薬房に「大学目薬」の輸入販売権が存在せずとも「大学目薬」の販売に目覚ましい成果がえられたとは思われぬという執筆者の述懐として読める。この述懐は、長江中下流域に築かれた販売網の維持と拡張に不可欠であった技術上または営業上の情報が王自身の血肉のなかに存在していたことを意図せず認めたものといえよう。

そもそも「中国初の駐在員」という内山に対する形容も、過去に送り出した社員が現地に定着しなかった現実を前提にしており、中国駐在員としての内山の資質と覚悟が他者を圧倒していた事実を認めることにほかならない。長江中下流域で展開された参天堂株式会社の営業活動は、内山と王を失った時点で節目を迎えたといつてよいだろう。内山に対する三田の評価は、本論でも指摘したように、内山本人が想像するよりもはるかに高かったと思われる。

注

(1) 内山は、当時の慣例に従って「出張員」を自称したが、勤務形態と業務内容から判断する限り、今日では「駐在員」が適切な呼称であるといえよう。

(2) 谷崎潤一郎(1926年5月)「上海交遊録」プラトン社『女性』第9巻第5号、144～159頁。

谷崎は、1926年初頭、およそ1か月にわたって上海に滞在し、そのとき面識を得た内山の人物像と内山が経営する内山書店の雰囲気随筆で伝えている。「此の書店は、満洲を除けば支那に於ける日本の書肆では一番大きな店であると云ふ。主人と云ふのは、氣の若い、話の分る、面白い人だつた。店の奥のストーヴの周りに長椅子やテーブルが置いてあつて、買ひ物に來たお客たちがそこでちよつと茶を飲みながら話をするやうに出來てゐる、——思ふに此の店は書物好きの連中の、溜りのやうになつてゐるらしい。」(145頁)谷崎は、上海滞在中に内山の紹介で中国を代表する郭沫若、田漢、歐陽予倩等の文化人と友誼を結び、帰国後も交流を続けた。内山書店は、谷崎の隨筆に窺えるように、日本人と中国人の常連客によってサロンの体裁をとるようになっており、内山自身も積極的に関わる文芸漫談会(機関誌『万華鏡』)の孵卵器にもなった。

なお、谷崎は、1926年6月と8月に刊行された第9巻第6号の144～153頁と第10巻第2号の136～142頁に「上海交遊録」の続編を寄せている。「上海交遊録」の全文は、「上海交遊録」と改題されたうえで、現在、谷崎潤一郎(1982年)『谷崎潤一郎全集』(第10巻)中央公論社、561～598頁、もしくは千葉俊二編(2004年)『谷崎潤一郎 上海交遊記』みすず書房、144～185頁で容易に閲覧できる。

(3) 内山完造(1960年)『花甲録』岩波書店。

内山は、大森金五郎・高橋昇造(1945年)『最新日本歴史年表(増訂版)』三省堂を頼りにして過去の記憶を呼び起こしつつ、1949年12月25日から1950年12月30日にかけて本書の草稿を執筆した。

(4) 内山籬(2020年9月)「内山完造の自筆文書について」神奈川大学人文学研究所『人文学研究所報』第64号、97～99頁。

(5) 大里浩秋(2020年9月)「内山完造の雜記を読む」神奈川大学人文学研究所『人文学研究所報』第64号、101～128頁。

(6) 内山完造研究会編(2021年3月)「内山完造の雜記を読む(続)」神奈川大学人文学研究所『人文学研究所報』第65号、17～121頁。

本報告は、①内山完造「内山完造雜記1944年8月18日から46年10月5日」(18～109頁)、②大里浩秋「敗戦直後、思索を重ねた完造さん」(111～113頁)、③内山籬「上海内山書店の結末」(115～118頁)、④菊池敏夫「内山完造と同時代日本へのまなざし」(119～121頁)で構成される。

(7) 菊池敏夫(2019年3月)「内山完造『花甲録』読み合わせ会の記録(1)」神奈川大学人文学研究所『人文学研究所報』第61号、123～127頁。

(8) 菊池敏夫(2020年9月)「内山完造『花甲録』読み合わせ会の記録(2)」神奈川大学人文学研究所『人文学研究所報』第64号、129～135頁。

(9) 内山(1960年)52頁。

田口参天堂時代の三田の役職は、厳密にはわからない。本稿は、上海初渡航時に内山が同行した三田を「支

配人」と表現しているのでこれに倣う。

- (10)「紳士録」とは、社会的地位のある存命中の人々の氏名、出身、生年月日、職業、栄典、身分（戦前）、最終学歴、親族関係、住所、電話番号等を収録した刊行物の通称であり、発行主体による独自調査に加え、情報の正確さを期して可能な限り本人に内容確認をしたうえで刊行された。各種「紳士録」は、人物の採録基準、採録人物数、掲載情報にそれぞれ特徴を有する。本稿は、日本を代表する「紳士録」である交詢社の『日本紳士録』、人事興信所の『人事興信録』、帝国秘密探偵社の『大衆人事録』を適宜利用する。

- (11) 高網博文（2008年3月）「内山完造の新史料——『大正一四年上海内山通信』」日本大学通信教育部通信教育研究所『研究紀要』第21号、103～176頁。

「上海内山通信」は、「上海出張員」としての内山の活動を示す重要な資料であるが、そのほとんどは、残念ながら消（焼）失している。参天堂製薬株式会社は、1945年3月から8月にわたる大阪大空襲で東（現中央）区北浜の本社と高麗橋工場、北区の中崎町工場、南区の桜川工場を焼失しており、「上海内山通信」の大部分も、運命を共にしたと思われる。現存する報告書は、2006年2月に参天堂製薬株式会社本社の倉庫から奇跡的に発見された1925年分（1月5日から3月18日にかけて認められた18通と6月8日から11月20日にかけて認められた27通の都合45通）のみである。原本は、引き続き参天堂製薬株式会社が保管しており、その写しは、内山の故郷にある井原市教育委員会や先人顕彰会・井原会長（成福寺住職）の片岡良仁氏らが保管している。

本稿は、高網が解題をつけて公表した翻刻版（松原太郎翻刻、高網校正）を利用した。

- (12) 参天堂製薬ひとみ会（1999年）『大学目録千一夜物語——大学目録発売百周年記念』参天堂製薬ひとみ会。

本書は、満洲、天津、上海を中心として戦前の中国で営業活動に携わった元参天堂製薬株式会社社員の体験談に基づいて編纂されており、現在に至るまで社史を刊行していない参天堂製薬株式会社の戦前の状況を示す貴重な資料となっている。

しかし、本書は、非売品であり、各種データベースで確認する限り公立図書館や専門機関にも所蔵されていない。筆者は、最初の閲覧機会を2018年6月末に参天堂製薬株式会社の本社を訪問したさいに賜り、本稿執筆の過程で必要となった事実関係の再確認のための2度目の閲覧機会を本書を所有する北多摩薬剤師会会長の平井有氏の御厚意で賜った。ここに記し、参天堂製薬株式会社と平井氏に感謝の意を表する。

- (13) 川崎真美（2019年3月）「内山完造の足跡を辿る——岡山・大阪・京都」神奈川大学人文学研究所『人文学研究所報』第61号、129～134頁。

- (14) 内山（1960年）49頁。

- (15) 藪崎吉太郎編（1955年）『牧野虎次先生自叙伝』藪崎吉太郎、58頁。

牧野は、金森通倫から洗礼を授かり、金森の師でもある新島襄の教えを直接受けた牧師であった。牧野は、1916年、日本組合基督教会本部総幹事に就任し、「内地を始め外地（満洲、朝鮮、台湾）に伝道戦線を弘めるべく努力」した。また、牧野は、1930年代には東京家庭学校（感化教育機関）校長や同志社大学総長を務め、聖職者としてだけでなく、社会事業家や教育者としても広く知られている。

本書は、1954年にホノルルのマキキ教会で牧野が7回にわたって行った講話を筆記したものである。牧野は、6回目の講話で、田口参天堂への内山の推薦、内山の授洗、みきの書店開業への支援について触れおり、後年、内山夫妻との関わりを日本組合基督教会本部総幹事就任以前に行った外地における伝道活動の一環として位置づけていた模様である。

- (16) 内山（1960年）10頁。

- (17) 内山（1960年）30頁。

- (18) 田口たけ（1940年）「お手作りのイチゴ」森中章光編『新島先生記念集』同志社交友会、252～253頁。

たけは、1884年から始まる同志社女学校時代の新島の思い出を本書に寄せている。たけは、10行にも満たない文章ではあるが、度々訪問した新島宅で心温まる時間を過ごした逸話を綴っており、1885年に同志社英学校（現同志社大学）に入学した牧野と面識をうる機会があったと考えられる。また、牧野も、本書に「雲の柱日の柱」という文章を寄稿している。

筆者は、田口参天堂のキリスト教信者の採用という方針がたけの発案であった可能性も十分ありうろと考えられている。

- (19) 同志社女学校同窓会編（1896年3月）『同志社女学校期報』第5号、12～15頁。

本誌本号の「会員片報」欄と「同窓会」欄によれば、たけ（竹内竹、竹内多計子）は、同志社女学校卒業

後、母校で舎監補助として勤務する傍ら、同志社女学校同窓会書記の任に当たっていた。また、「會員片報」欄は、たけが1896年2月末に田口と「伉儷の縁」を結んだことも伝えている。

なお、同志社女子大学史料室（2006年）『同志社女学校期報（明治27年～昭和17年）人名索引』同志社女子大学によれば、たけの名は、同誌に何号にもわたって登場するが、その表記には竹、多計子、たけ子、たけ、タケ、竹子等のぶれがある。

- (20) 川崎真美（2021年3月）「上海における内山完造ゆかりの地」神奈川大学人文学研究所『人文学研究所報』第65号、123～137頁。

日信大薬房のあらましについては、本論文を参照されたい。

- (21) 内山（1960年）72～73頁。

- (22) 孫安石（2021年3月）「上海の内山書店と医学書、医療機器の販売について（1）」神奈川大学人文学研究所『人文学研究所報』第65号、155～168頁。

内山書店は、キリスト教関連書籍の専門書店として産声を上げ、人文科学書、社会科学書、次いで自然科学書というように、顧客の求めに応じて取り扱う書籍の領域を広げてきた。日本留学経験を有する医師を介した新商品の宣伝という「上海出張員」として提言は、内山書店の経営を介して広がった人脈から着想したと思われる。

- (23) 玉井源作（1924年）『藝備先哲傳』廣島積善館・藝備先哲傳發行所、305～307頁。

本稿は、1976年に歴史図書社が刊行した復刻版を利用した。歴史図書社は、同時に手島益雄（1943年）『廣島縣先賢傳』東京藝備社も復刻しており、両書を合わせて『広島県人名事典』と銘打っている。刊行年の古い『藝備先哲傳』は、『広島県人名事典』の本編として扱われ、刊行年の新しい『廣島縣先賢傳』は、『広島県人名事典』の付録として扱われている。

- (24) 林保登編（1933年）『藝藩輯要 附藩士家系名鑑』入玄堂、第參編、131、148頁。

田口家は、浅野家が統治した広島藩の武士の家系であり、知行取りの家格にあった。もっとも、田口家は、知行地の石高からみて知行取りとしては最下層に属し、切り詰めた生活を余儀なくされていたと思われる。謙吉の父の牛之助は、戸主の地位にあった浅野茂長（長訓）の治世下に、十五石外二人扶持の待遇で書簡方列勘定所詰の役を務めた。太郎（のち恵に改称）は、同時期、優れた学識が評価されて牛之助とは別に十石を与えられ、書翰方列洋學教授方の役に就いていた。牛之助と太郎は、1869年の版籍奉還によって知行地と役目を失ったが、その代わりに戸主の太郎が代表して明治政府から二十五石の永世禄を受け取るようになった。田口家の家督は、本書に示されるように、遅くとも版籍奉還前に太郎が継承していた。

本稿は、1970年に芸備風土研究会が刊行した復刻版を利用した。

- (25) 東京外國語學校編（1932年）『東京外國語學校沿革』東京外國語學校、第一編第五章。

- (26) 東京開成學校編（1875年）『東京開成學校一覽』東京開成學校。

本書は、東京開成學校の1875年2月当時の開講科目、学則、講習料、教員及び生徒名簿等を掲載している。講習料は、月極となっており、「本科四圓」、「豫科二圓」を月初に納入するように指定されていた。第九章（最終章）の55頁に「豫科第三級」（1年次）に在籍していた田口の氏名と出身地が記されている。

- (27) 手島益雄（1915年）『廣島縣人物評論』日本電報通信社名古屋支局、88～91頁。

手島は、田口が学業の継続を断念した理由を「偶々両親が郷里に歸る事に爲った」（90頁）ためと記している。手島は、謙吉の生家と「隣合わせ」の家に生れた人物であり、母親を通じて田口家の内情をよく知る人物であった。

- (28) 東京開成學校長心得濱尾新差出・田中不二磨文部大輔受取文部省往復（1875年5月某日）「貸費規則發布ニ付旧官費生中学資金給付許可生徒名他届」東京大学文書館デジタルアーカイブ

(<https://uta.u-tokyo.ac.jp/uta/s/da/document/3c7312aeacd96d9ee7b4476ab367de1b>)。

この文書は、東京開成學校長心得濱尾新が官費生制度廃止後に学資の貸与を許可した生徒の氏名と各々の貸与額を報告するために田中不二磨文部大輔に差し出したものである。

東京開成學校の生徒のおよそ9割は、1973年12月に公布された明治六年文部省布達第四百一十一號「官費生規則」に基づき、「成業ノ后官命ニ従」った一定期間の「奉事」との引き換えを条件として「専門本科生一月金貳拾圓、同豫科生同金拾圓」の官費を受給していた。しかし、「官費生規則」は、翌年10月に公布された明治七年文部省布達第二十六號「官費生規則取消」によって突如廃止され、官費を受給していた生徒も、学資の自弁を求められるようになった。その結果、彼らは、大挙して、東京開成學校に学資の貸与願を提出する行動

をとった模様である。

東京開成学校は、学資の貸与願を提出してきた生徒に対して学資自弁能力を精査したうえで学資の貸与を必要に応じて許可したが、学資の貸与願を提出した学生は、貸与額に「四圓」と「八圓」の相違はあるにしろ、ごく少数を除き、学資の貸与を許可されている。要するに、東京開成学校の生徒のほとんどは、学資の貸与なくして学業の継続ができない状況にあったといえよう。田口も、「八圓」の貸与を許可されていた。予科第二級の途中での退学は、その後の学資負担を考慮した結果であったのかもしれない。

- (29) 文部省学務課長野村素介差出・東京大学法理文三學部総理加藤弘之受取文部省往復(1879年12月8日)「広島県士族田口謙吉徴兵齡ノ件ニ付学務課ト往復」東京大学文書館デジタルアーカイブ(<https://uta.u-tokyo.ac.jp/uta/s/da/document/4712c5bb90a68fc366d10df8cb093e34>)。

この文書は、文部省学務課長野村素介が東京大学(東京開成学校の後身)法理文三學部総理加藤弘之に田口の学歴の照会を依頼するために差し出したものである。

数え年で徴兵年齢となる「満二十歳」に達した田口は、徴兵連名簿の作成にあたり、東京外国語学校の「学科ヲ卒へ」た事実(ただし、田口は、在籍した英語科が東京外国語学校から分離独立して東京英語学校となっていたために、在籍時の学校名である東京外国語学校ではなく、東京英語学校の「学科ヲ卒へ」たと履歴書に表記している)に基づいて平時の徴兵免除の対象者、すなわち、1876年4月20日に公布された明治九年陸軍省布達第六十六號「徴兵令参考第二十條改正」に関わる「外國語學(英語佛語獨語其他)ヲ學ビ三ヶ年間ノ教科ヲ卒業シタル以上並ニ専門學修業ノ者[以下、略]」であることを広島県に届け出た。しかし、「卒業証書交付の制未タ確定致サリシ」時期に東京外国語学校を卒業した扱いとなる田口は、その証明に必要な卒業証書を交付されていなかった。ゆえに、広島県令藤井勉三は、田口が提出した履歴書等を添えて、文部大輔田中不二麿宛に伺い書を送付したのである。

田口は、この一連の文書に東京開成学校予科を「病ニ依リ」退学したと記されている。「病ニ依リ」退学という表現は、田口が提出した履歴書の記載をふまえたものと思われる。この「病」は、東京開成学校予科退学の4か月後に田口が官立広島英語学校の教師に就任した事実を鑑みて、学業の継続を不可能にする性質のものであったとは考え難い。むしろ、「病」は、注(28)で触れた経済的理由を隠すための方便であったと受け止めるほうが自然である。

- (30) 村上の渡英年は、資料によって若干の齟齬がある。ゆえに、筆者は、広島県立文書館に事実関係の確認を依頼し、研究員の西村晃氏から回答を受け取った。ここに記し、西村氏に感謝の意を表す。西村氏によれば、村上は、旧暦1869年1月30日、田口太郎、遠野寅亮、西川虎之助の3名とともに欧州留学を広島藩から命じられ、同年2月26日、私費留学生の医師中村孟を加えた5名で長崎港からロンドンに向けて旅立った。一行は、「六千余里之波濤」を越える「実ニ愉快之旅行」を経て、同年4月25日にロンドンに無事到着し、「ロングス」という英国人のもとに入塾した。詳細な日付は、浅野家に伝わる「藝薈志」(安芸藩の日誌)と西村氏が分析に取り組まれている「村上家乗」(村上の養父村上邦裕の日記)に基づいている。

ちなみに、手塚晃・国立教育会館編(1992年)『幕末明治海外渡航者総覧(第2巻)』柏書房は、村上の渡英年を1871年としている。無論、これは、1869年の誤りであり、同書が村上の項目の執筆にあたり参考にしたとされる文献4点、①下中邦彦編(1938年)『日本人名大事典』平凡社、②手島(1943年)、③霞会館諸家資料調査委員会(1984年)『昭和新修華族家系大成(下巻)』霞会館、④国立公文書館所蔵「官吏進退」にも1871年の渡英を記すものはない。下中編(1938年)は、渡英について一切触れておらず、霞会館諸家資料調査委員会(1984年)は、史実通りの1869年の渡英を記している。「官吏進退」に至っては、明治政府が作成した官吏の任免、叙位、叙勲等に関する書類を年別かつ省庁別に編集した簿冊にすぎず、海軍省出仕以前の村上の渡英をそもそも記しているはずがない。残る手島(1943年)は、田口恵の項目では恵と共に1869年に渡英したと史実を正確に記す一方(94頁)、村上本人の項目では「十三歳」のときに渡英したと記している(27～28頁)。村上が「十三歳」であった年は、数え年だと1866年、満年齢だと1867年である。手島は、村上の渡英年を史実通り正確に把握していたが、村上の渡英時の年齢については混同していた模様である。

本稿は、手島(1943年)については1976年に歴史図書社が刊行した復刻版を利用した。同書の復刻に関する詳細は、注(23)を参照されたい。

- (31) 吉弘白眼(茂義)(1892年)『当世名士譚』米倉領次郎, 24頁。

吉弘は、型破りな教師であった田口の逸話を伝えている。「府會議員田口謙吉曾て廣島中學校に教師たる時に遊杖を紅紫の嚢に曳き豪を闘はし華を銜ふて流連累日に及ぶ校長某諄々之を責れども改めず一日謙吉例に

依りて登校せず生徒等口を極めて之を罵る校長憂虞して直に書を紅樓に飛ばし急かに謙吉の登校を促がす謙吉將に迎酒叩頭の味を舐らんとせしも急使に接して勢ひ辭するに由なく匆々寢衣の上に花魁の細帶を締め之れに袴を穿ち羽織を着けて登校し教場に入つて書を講ず忽ち一學生の机を叩て噴飯する者あり謙吉其の意を悟らずして大喝之を制すれども聴かず曰く『先生眞面目を装ふ勿れ腰間伽羅の香馥郁たる緋縮緬の細帶を結べるにあらずや』と衆目一時に此に蒐まる謙吉愧色あり」

(32) 米倉秋露（1893年）『当世人物管見』米倉秋露，46～47頁。

(33) 平山靖彦広島縣大書記官（1879年）『広島縣年報』日本帝國文部省『日本帝國文部省年報第七報』268～276頁，及び広島英語學校（1876年）『広島英語學校職員生徒年表 第二學年明治八一九』2～3頁。

平山は、田口が教職を離れた1879年の広島県中学校教員の月給額を報告している。月給額は、教員ごとに異なり、「九拾圓壹名三拾圓二名二拾八圓壹名拾五圓二名拾圓壹名三圓壹名」となっていた。月給額のばらつきは、およそ3年前となる官立広島英語學校時代の教員構成から推測しう。官立広島英語學校は、田口が同校教師に就任する直前の1876年7月末に在籍していた教員の職階と人数を「外国人」3名、「四等教諭」2名、「五等教諭」3名、「雇」（教員資格をもたない雇教師）1名と冊子に残している。

両資料を突き合わせると、平山の報告にある月給額「九拾圓」の教員は、英米語圏出身の「外国人」、月給額「三圓」の教員は、「雇」であつたと推測される。師範學校を卒業していない田口は、おそらく「検定」により教員資格を得たと考えられ、30円、28円、15円、10円のいずれかの月給額を受け取っていたことになるが、年功から判断すれば、15円が妥当な水準ではないだろう。

本稿は、広島英語學校（1876年）については1981年に湖北社が刊行した『明治初期教育関係基本資料 其之二（近代日本学芸資料叢書第四輯）』所収の復刻版を利用した。

(34) 『朝日新聞』1885年7月3日朝刊。

(35) 大阪府内務部編（1900年）『大阪府会史』大阪府内務部，8～12頁。

本書は、1879年3月に実施された「初期選挙」（第一回選挙）から府県制施行前の最後となる1897年5月に実施された「郡市區域變更ノ爲メ改選並増員選挙」までに選出された府会議員の氏名が選挙区別にまとめられている。田口の氏名は、1887年12月に実施された「奈良縣分置二付総改選選挙」から1893年2月に実施された「半数改選選挙」までの連続する4選挙で選出された府会議員として記されている。府県制実施後の田口存命中の府会議員選挙で選出された府会議員の氏名は、『大阪府会史第二編』（1910年）、『大阪府会史第三編（上巻）』（1933年）、『大阪府会史第四編（上巻）』（1957年）にまとめられているが、田口の氏名は、存在しない。したがって、田口の府会議員就任期間は、1887年12月から1895年2月までとなる。

なお、大阪府議會事務局調査課の原田一平氏から情報の提供を受けた大阪府会〔事務局〕図書室（1957年）「大阪府会議員人名一覧 明治12年～昭和32年」は、『大阪府会史』全4編と共通する資料を底本としてまとめられた文献であると推察されるが、大阪府公文書館でのみ閲覧可能であり、時間的制約のために本稿執筆時には利用できずに終わった。筆者は、今後大阪市を訪れたさいに本資料を閲覧することを約束するとともに、ここに記し、原田氏に感謝の意を表する。

(36) 『読売新聞』1891年1月23日朝刊。

本紙に掲載された風邪薬「ヘ布林丸」の広告は、『読売新聞』のデータベース（ヨミダス歴史館）で検索する限り、田口参天堂が『読売新聞』に出稿した新聞広告としては最初のものとなる。ただし、この新聞広告は、興味深いことに、広告主を「鈴木改田口参天堂〔傍点——引用者〕」と表記している。実は、戦前戦中に『読売新聞』紙上に出稿された「ヘ布林丸」の広告は、1889年12月24日朝刊から1943年3月18日夕刊まで都合292回を数えるが、うち初回（1889年12月24日朝刊）から9回（1890年9月21日朝刊）までは「大阪堂島渡邊橋北」に店舗を構える「鈴木」参天堂が広告主であつた。ちなみに、広告主を「鈴木改田口参天堂」と表記した「ヘ布林丸」の新聞広告は、『朝日新聞』紙上でも1891年1月21日朝刊から同年5月19日朝刊までの6回にわたって出稿されている。

今日の参天堂製薬株式会社も、田口参天堂が設立されるまでの経緯をまったく把握していない。それゆえ、筆者も、田口が何らかの事情を抱えた鈴木参天堂の主人（鈴木某）から事業を引き継いで田口参天堂を設立したという最も平凡な仮定を置く以外にない。薬種商の新規設立は、洋学を学んだ田口とはいえ、その経歴に照らしてやはり唐突感を否めない。また、田口参天堂が設立時に類似品の出現を招くほどの人気商品となる「ヘ布林丸」の製法をすでに確立していたという逸話も、改めて考えれば非現実的のしか思えない。筆者は、以上の仮定を置くことによって、こうした疑問にひとまず回答を与えておく。田口参天堂は、商号、商標、「ヘブ

リン丸」をはじめとする商品、ひいては使用人や取引先も含めた鈴木参天堂の一切切を引き継ぐことによって、順調な事業展開が設立当初から可能になったと思われる。

- (37)「薬品営業並薬品取扱規則(薬則)」は、医師の処方箋により薬剤の調合をなしうる者を「薬剤師」、処方箋薬(医療用医薬品)の販売を目的にして薬剤師が開設する店舗を「薬局」、市販薬(一般用医薬品)の販売のみをなしうる者を「薬種商」、薬品の製造と自家(社)製品の販売をなしうる者を「製薬者」と定義した。しかし、以上の区分は、「薬律」施行以前から使用されていた「薬舗主」、「薬舗」あるいは「薬房」等の表現も含めて、国民生活において厳密に運用されていたとはいいがたい。医薬品の製造と販売を並行して行う事業者は、「薬種商」と一括りにして呼ばれることが多かった模様である。

本稿も、本来「製薬者」と称すべき事業者をその自称に従って「薬種商」と表現している箇所がある。

- (38)『朝日新聞』1890年7月3日朝刊。

- (39)中村康(1955年8月)「戦前戦後のトラコーマの統計(1)」日本医学雑誌『臨床眼科』第9巻8号, 1,105~1,106頁。

中村は、陸軍省の壮丁徴兵検査で実施されていたトラコーマ検診の結果を用いて、「大学目薬」の発売からおよそ10年後となる1900年代前半の日本におけるトラコーマ罹患率が20~25%であったと推測している。

- (40)参天製薬ひとみ会(1999年)32~33頁。

- (41)無署名「[関西起業家列伝]三田忠幸・参天製薬初代社長(上)」『読売新聞』2004年5月9日大阪朝刊。

この記事によれば、「加賀藩士の子孫」であり「能登出身」の「小学校の教師」であった三田は、「1890年ごろ、大阪に出て、創業間もない製薬業の『田口参天堂』に入った」とされる。筆者は、この記事を手掛かりにして三田が石川県師範学校の卒業生であるか確認したかったが、時間の制約のために果たせず終わった。

- (42)内山(1960年)100~101頁。

- (43)内山(1960年)165~166頁。

- (44)丹平製薬株式会社(1968年)『丹平製薬株式会社70年史』丹平製薬株式会社, 第一部および第二部。

なお、丹平製薬株式会社は、2014年にも『丹平製薬株式会社創業120年史』を編纂している。6代森平兵衛と丹平商会の事績は、2冊目の社史にも簡潔に紹介されている。

- (45)参天製薬ひとみ会(1999年)26頁。

- (46)丹平製薬株式会社(1968年)57頁。

田口が6代森平兵衛に「大学目薬」の発売について相談した逸話は、6代森平兵衛の日記によって裏づけられる。「午前9時過心斎橋半より田口氏の招きに応じ塩見氏と共に行く、目薬発行について種々意見を吐露す」という日記中の文章は、本書に掲載されたものであり、『参天目薬千一夜物語』26頁にも転載されている。

- (47)荻原勝(1984年)『定年制の歴史』日本労働協会, 第二章。

荻原は、協調会編(1925年)『主要工場就業規則集』と待遇研究会編(1927~28年)『待遇内規集(第一輯・第二輯)』等をふまえ、1920年代の日本における停年年齢の標準が50歳もしくは55歳であったと指摘している。

- (48)参天製薬ひとみ会(1999年)141頁。

『大学目薬千一夜物語』は、三田、田口、田口一族、小倉のほかに、真野龍三を株式会社移行時の20人の株主に「推された」人物として紹介している。真野は、1910年に12歳で入社しており、ほぼ同時期に入社したと思われる益永熊治と菊一英三郎とともに「丁稚から叩き上げた出世3人組」といわれていた。益永と菊一も、20人の株主のひとりであったと思われる。

さて、三田や田口及び田口一族を除く20人の株主の一定数が、社員の推薦によって決まったと解釈すると、「参天堂が株式組織に変更された時に全社員に持株が贈呈された」とする内山の証言は、誤謬であったといわざるをえない。真野は、内山よりも3年早く田口参天堂に入社しているが、内山より13歳年少であった。筆者は、株式の配分に与えなかった内山の屈折した心理が『花甲録』の証言を生んだと考える。

- (49)日本銀行ウェブサイト(<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/history/j12.htm/>)。

参天堂株式会社が設立された1925年当時の100万円は、1934~36年を1とする企業物価指数(日本国内の企業間で取引された財価格に基づいて算出された指数)で表すと、2020年の5億1,778万円に相当する。

- (50)参天製薬ひとみ会(1999年)23, 136頁。

- (51)三席株主は、後述するように、民法旧規定にも反映された当時の価値観に照らすと、田口の直系卑属の筆頭である長男の正平以外に考えにくい。四席株主は、株式会社に移行した1925年に刊行された『日本紳士録』

第 29 版に初めて名前が登場する妻のたけであつたと思われる。『日本紳士録』は、原則として、第三種所得税 50 円以上もしくは営業収益税 70 円以上の納税者を収録しており、1925 年を境にして、株主となったたけに配当が生じたことを窺わせる。たけは、後述するように、没年となる（戦中の最終版ともなる）1944 年刊行の第 47 版まで採録されている。

また、第五席、第六席、第七席の株主は、後述する庶子の大介、長女の和、次女の恒であつたと推測される。兄の恵と三姉の鶴は、やはり後述するように、株式会社移行時には他界しており、長姉の秀と次姉の元は、その名と嫁ぎ先だけが手島（1915 年）で確認できるにすぎない。

(52) 参天製薬ひとみ会（1999 年）129～130 頁。

(53) 内山（1960 年）127 頁。

(54) 松本和也（2021 年 3 月）「内山完造『花甲録』の書法」神奈川大学人文学研究所『人文学研究所報』第 65 号、139～153 頁。

(55) 『朝日新聞』1928 年 10 月 25 日朝刊。

正平と後述する名和武の連名で出された謙吉の死亡広告も、「豫テ病氣ノ處」と表記しており、謙吉が闘病生活中に隠居届を提出して田口家の家督を正平に譲った可能性を窺わせる。

(56) 和の日本女子大学校在籍期間（1916～19 年）は、日本女子大学成瀬記念館学芸員の杉崎友美氏への問い合わせで明らかになった。ここに記し、杉崎氏に感謝の意を表する。

なお、謙吉は、1896 年 9 月 16 日、日本女子大学校創立の賛助員となることを承諾している。この記録は、日本女子大学成瀬記念館編（1995 年）『日本女子大学校創立事務所日誌（一）（二）』（日本女子大学史資料集 第一）日本女子大学成瀬記念館、16 頁に残されている。

(57) 東京市区調査会編（1912 年）『東京市及接続郡部地籍地図（上巻）』東京市区調査会。

(58) 手島（1943 年）94 頁。

(59) 手島益雄（1922 年）『藝備人物評論』東京藝備社、271～274 頁。

(60) 玉井（1924 年）305～307 頁。

(61) 『朝日新聞』1923 年 4 月 24 日朝刊。

(62) 霞会館諸家資料調査委員会（1984 年）666 頁。

(63) 手島（1943 年）94 頁。

手島は、東京市に移住した 1922 年より 6 年前の 1916 年に謙吉が「業を人に委ね」たと本書に記している。

手島は、注（27）でも触れたように、謙吉の生家と「垣一ツ隔つた隣家に生れた」人物であり、筆者は、この記述を誤りと断定する材料をもたない。この記述が正しければ、謙吉は、東京市に移住する以前の段階で事業運営から距離を置いた可能性がある。

(64) 筆者は、参天製薬創業者記念会と同会を委託者とする公益信託参天製薬創業者記念眼科医学研究基金が設立された経緯を明らかにするために、参天製薬株式会社と基金の受託者である三菱 UFJ 信託銀行にそれぞれ事実関係の照会を試みた。その結果、同会は、1980 年 5 月に設立され、2010 年 9 月に設立された同基金に全財産を委ねて解散した事実を知りえた。しかし、同会の設立及び同基金への全財産の譲渡による同会の解散に関わった人物については、残念ながら特定するに至らなかった。この点については、参天製薬株式会社からは運営に関わっていなかった同会について言及できる立場にはないという回答を、三菱 UFJ 信託銀行からは当時の担当者がすでに退職しているために同会と同基金の詳細はわからないという回答をそれぞれ頂戴した。

なお、筆者自身は、人物は異なるだろうが、いずれの設立者も和の嫁ぎ先であつた名和家の関係者であると推測している。

(65) 公益信託参天製薬創業者記念眼科医学研究基金ウェブサイト（<http://santensogyosya-kikin.jp/>）。

(66) 金子えつこ（2000 年 3 月）「クリスチャン商人・内山完造」四国学院キリスト教教育研究所『四国学院キリスト教教育研究所年報』第 7 号、77～85 頁。

(67) 高綱博文（2001 年）「内山完造の中国社会体験——『花甲録』・『内山漫語』を読み解く」日本上海史研究会編『上海史研究の新たな模索——図版・写真・聞き取り史料をめぐって』（日本上海史研究会主催 2000 年夏季シンポジウム報告集）日本上海史研究会、76～89 頁。

(68) 参天製薬ひとみ会（1999 年）80～82 頁。

(69) いわゆる領事報告とは、外国に設置された領事館から本国政府に送られた現地情報である。世界各地から集められた商況、作柄、為替、災害、疫病、ストライキ等の情報は、冊子体にまとめられ、地方政府、報道機

関、業界団体、企業、個人に至るまで無料ないしは有料で広く公開された。内山が上海駐在員として活動していた時期の領事報告は、外務省通商局が『通商公報』（1913～24年）、『日刊海外商報』（1925～28年）、『週刊海外経済事情』（1928～34年）として刊行している。

(70) 内山（1960年）165頁。

(71) 内山（1960年）113頁。

(72) 日本賣薬株式会社は、1906年、雪湖堂（現株式会社太田胃散）、藤澤商店（現アステラス製薬株式会社）、津村順天堂（現株式会社ツムラ）等の大手薬種商の出資によって設立された貿易会社であり、東南アジアと中国に対する販売網を構築していた。同社は、1950年の貿易再開を受け、日本貿易株式会社として業務を再開した。

付表 本稿登場人物の年齢構成 (1841～1960年)

	内山完造	田口謙吉 本人	田口たけ 妻	田口正平 長男	田口大介 男(庶子)	田口 恒 次女	田口 恵 兄	名和 武 長女夫	名和 和 長女	村上敬次郎 三姉夫	村上 鶴 三姉	三田忠幸 本人	三田良蔵 長男
1841 (天保12)							0歳						
1853 (嘉永6)							12歳			0歳			
1854 (嘉永7/安政元)							13歳			1歳	0歳		
1858 (安政5)		0歳					17歳			5歳	4歳		
1868 (慶應4/明治元)		10歳	0歳				27歳			15歳	14歳		
1874 (明治7)		16歳	6歳				33歳			21歳	20歳	0歳	
1885 (明治18)	0歳	27歳	17歳				44歳			32歳	31歳	11歳	
1892 (明治25)	7歳	34歳	24歳		0歳		51歳	0歳		39歳	38歳	18歳	
1896 (明治29)	11歳	38歳	28歳	0歳	4歳		55歳	4歳		43歳	42歳	22歳	
1897 (明治30)	12歳	39歳	29歳	1歳	5歳		56歳	5歳		44歳	43歳	23歳	0歳
1898 (明治31)	13歳	40歳	30歳	2歳	6歳		57歳	6歳	0歳	45歳	44歳	24歳	1歳
1902 (明治35)	17歳	44歳	34歳	6歳	10歳	0歳	61歳	10歳	4歳	49歳	48歳	28歳	5歳
1911 (明治44)	26歳	53歳	43歳	15歳	19歳	9歳	70歳	19歳	13歳	58歳	57歳	37歳	14歳
1912 (明治45/大正元)	27歳	54歳	44歳	16歳	…	10歳	71歳	20歳	14歳	59歳	58歳	38歳	15歳
1913 (大正2)	28歳	55歳	45歳	17歳		11歳	72歳	21歳	15歳	60歳	59歳	39歳	16歳
1914 (大正3)	29歳	56歳	46歳	18歳		12歳	73歳	22歳	16歳	61歳	60歳	40歳	17歳
1915 (大正4)	30歳	57歳	47歳	19歳		13歳	74歳	23歳	17歳	62歳	61歳	41歳	18歳
1916 (大正5)	31歳	58歳	48歳	20歳		14歳	75歳	24歳	18歳	63歳	62歳	42歳	19歳
1917 (大正6)	32歳	59歳	49歳	21歳		15歳	76歳	25歳	19歳	64歳	63歳	43歳	20歳
1918 (大正7)	33歳	60歳	50歳	22歳		16歳	77歳	26歳	20歳	65歳	64歳	44歳	21歳
1919 (大正8)	34歳	61歳	51歳	23歳		17歳	78歳	27歳	21歳	66歳	65歳	45歳	22歳
1920 (大正9)	35歳	62歳	52歳	24歳		18歳	79歳	28歳	22歳	67歳	66歳	46歳	23歳
1921 (大正10)	36歳	63歳	53歳	25歳		19歳	80歳	29歳	23歳	68歳	67歳	47歳	24歳
1922 (大正11)	37歳	64歳	54歳	26歳		20歳	81歳	30歳	24歳	69歳	68歳	48歳	25歳
1923 (大正12)	38歳	65歳	55歳	27歳		21歳	(82歳)	31歳	25歳	70歳	69歳	49歳	26歳
1924 (大正13)	39歳	66歳	56歳	28歳		22歳		32歳	26歳	71歳	70歳	50歳	27歳
1925 (大正14)	40歳	67歳	57歳	29歳		23歳		33歳	27歳	72歳		51歳	28歳
1926 (大正15/昭和元)	41歳	68歳	58歳	30歳		24歳		34歳	28歳	73歳		52歳	29歳
1927 (昭和2)	42歳	69歳	59歳	31歳		25歳		35歳	29歳	74歳		53歳	30歳
1928 (昭和3)	43歳	70歳	60歳	32歳		26歳		36歳	30歳	75歳		54歳	31歳
1929 (昭和4)	44歳		61歳	33歳		27歳		37歳	31歳	(76歳)		55歳	32歳
1930 (昭和5)	45歳		62歳	34歳		28歳		38歳	32歳			56歳	33歳
1931 (昭和6)	46歳		63歳	35歳		29歳		39歳	33歳			57歳	34歳
1932 (昭和7)	47歳		64歳	36歳		30歳		40歳	34歳			58歳	35歳
1933 (昭和8)	48歳		65歳	37歳		31歳		41歳	35歳			59歳	36歳
1934 (昭和9)	49歳		66歳	38歳		32歳		42歳	36歳			60歳	37歳
1935 (昭和10)	50歳		67歳	39歳		33歳		43歳	37歳			61歳	38歳
1936 (昭和11)	51歳		68歳	40歳		34歳		44歳	38歳			62歳	39歳
1937 (昭和12)	52歳		69歳	41歳		35歳		45歳	39歳			63歳	40歳
1938 (昭和13)	53歳		70歳	(42歳)		…		46歳	40歳			64歳	41歳
1939 (昭和14)	54歳		71歳					47歳	41歳			65歳	42歳
1940 (昭和15)	55歳		72歳					48歳	42歳			66歳	43歳
1941 (昭和16)	56歳		73歳					49歳	43歳			67歳	44歳
1942 (昭和17)	57歳		74歳					50歳	44歳			68歳	45歳
1943 (昭和18)	58歳		75歳					51歳	45歳			69歳	46歳
1944 (昭和19)	59歳		76歳					52歳	46歳			70歳	47歳
1945 (昭和20)	60歳							53歳	47歳			71歳	48歳
1946 (昭和21)	61歳							54歳	48歳			72歳	49歳
1947 (昭和22)	62歳							55歳	49歳			73歳	50歳
1948 (昭和23)	63歳							56歳	50歳			74歳	51歳
1949 (昭和24)	64歳							57歳	51歳			75歳	52歳
1950 (昭和25)	65歳							58歳	52歳			76歳	53歳
1951 (昭和26)	66歳							59歳	53歳			77歳	54歳
1952 (昭和27)	67歳							60歳	54歳				55歳
1953 (昭和28)	68歳							61歳	55歳				56歳
1954 (昭和29)	69歳							62歳	56歳				57歳
1955 (昭和30)	70歳							63歳	57歳				58歳
1956 (昭和31)	71歳							64歳	58歳				59歳
1957 (昭和32)	72歳							65歳	59歳				60歳
1958 (昭和33)	73歳							66歳	60歳				61歳
1959 (昭和34)	74歳							67歳	61歳				62歳
1960 (昭和35)								68歳	62歳				63歳

注 1. 氏名は、原則として、その人物が記載されている最新の資料に基づいて表記しており、旧称や旧姓に依らない。

2. 年齢は、満年齢で表記した。1872年12月2日までの旧暦採用時に誕生した者は、新暦に換算して各年の満年齢を表記した。括弧つきの年齢は、その年の誕生日を迎える前に亡くなった者が誕生日まで生存した場合の年齢を意味する。…は、その年以降、資料から生存を確認できないことを意味する。

資料 各種紳士録 (文叢社『日本紳士録』、人事興信所『人事興信録』、帝国秘探偵社『大衆人事録』)

玉井源作 (1924年)『藝備先哲傳』廣島積善館・藝備先哲傳發行所

手島益雄 (1943年)『廣島縣先賢傳』東京藝備社

霞会館諸家資料調査委員会 (1984年)『昭和重修家族家系大成 (下巻)』霞会館

参天製菓ひとみ会 (1999年)『大学目薬千一夜物語——大学目薬発売百周年記念』参天製菓ひとみ会

ヨミダス歴史館〔説売新聞社データベースサービス〕

聞蔵〔朝日新聞記事データベースサービス〕